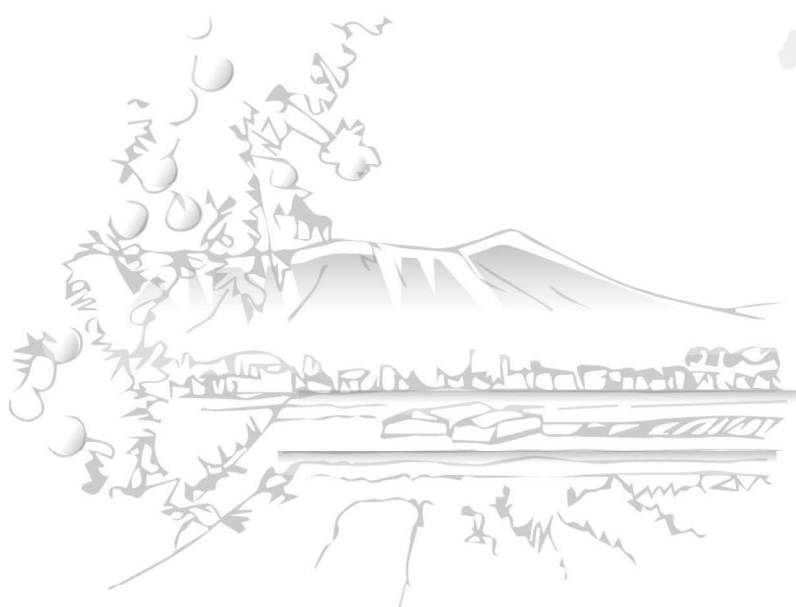


会津

会津坂下町都市計画マスタープラン

豊かな自然・歴史環境に包まれた暮らしやすく活力あるまち ばんげ

坂下



平成 29 年4月
会津坂下町

ごあいさつ

会津坂下町は、昭和 30 年の町村合併により誕生してから 60 年余りが経過しました。この間、旧町村それぞれの地域の特色や交通の要衝である地の利を活かしてまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、近年は、少子化などによる人口減少と超高齢化というこれまで経験したことのない新たな局面を迎え、今後もその傾向がより進むものと予測されています。このため、地域経済の縮小、産業構造の変化、社会資本整備の財源不足など本町を取り巻く情勢も大きな変化に直面しております。

このような状況のもと、先人たちの弛まぬ努力によって受け継がれてきた大切な資源を活かし、いにしえより連綿と続いてきた人の営みの歴史を未来へと継承するよう都市づくりを進めていくことが求められております。

第五次会津坂下町振興計画では“みんなで地域をつくる”という基本理念のもとに町の将来像を掲げており、これに即した都市計画を具体的に推進していく上での指針となる「会津坂下町都市計画マスタープラン」を、平成 9 年に策定し計画期間の 20 年を経た会津坂下町都市マスタープランに代えて策定いたしました。ここには 20 年後の町のあるべき姿を明示しております。

今後は、本マスタープランに基づき、豊かな自然・歴史環境に包まれた暮らしやすく活力ある会津坂下町を皆様とともに築いていくことを目指してまいりますので、その実現に向け、皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本マスタープラン策定にあたり、ご尽力いただきました会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会委員の皆様はもとより、貴重なご意見やご助言を賜りました会津坂下町都市計画審議会委員をはじめ多くの町民の皆様ほか関係各位に心より感謝申し上げます。

平成 29 年 4 月

会津坂下町長 齋 藤 文 英

目 次

第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要	
第1節 都市計画マスタープランの位置づけ・役割	1
第2節 会津坂下町都市計画マスタープランの策定概要	3
1. 計画対象区域	3
2. 計画内容	3
3. 計画期間	3
第2章 会津坂下町の現況	
第1節 都市の概況	5
1. 位置と歴史	5
2. 社会的状況と土地利用及び都市基盤整備の状況	8
第2節 町民意向	21
第3章 まちづくりの総合的な課題	
第1節 まちづくりに係る主要な動向への対応	25
第2節 総合的なまちづくりの課題	27
第4章 都市づくりの目標	
第1節 将来都市像と都市づくりの基本的な考え方	31
第2節 人口の目標	33
第3節 将来都市構造	34
第5章 都市づくりの基本方針	
第1節 土地利用の方針	39
第2節 交通体系整備の方針	42
第3節 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針	47
第4節 河川等の整備及び生活排水処理の方針	51
第5節 その他の都市施設整備の方針	55
第6節 住宅地・住環境整備の方針	56
第7節 安全な都市づくりの方針	57
第8節 潤いのある都市づくりの方針	59
第9節 環境にやさしい都市づくりの方針	60

第6章	地域別構想	
第1節	坂下地域	64
1.	地域の概況と課題	64
2.	将来構想	68
第2節	金上・広瀬地域	72
1.	地域の概況と課題	72
2.	将来構想	76
第3節	若宮・川西・八幡地域	80
1.	地域の概況と課題	80
2.	将来構想	84
第4節	高寺地域	88
1.	地域の概況と課題	88
2.	将来構想	92
第7章	都市づくりの推進に向けて	
第1節	都市づくりへの町民参加の推進	95
1.	町民参加の考え方	95
2.	町民参加の推進	96
第2節	会津坂下町都市計画マスタープランの推進	97
資 料		
1.	会津坂下町都市計画マスタープランの検討体制	99
2.	会津坂下町都市計画マスタープランの検討・策定の経緯	103
3.	用語の解説	114

第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要

第1節 都市計画マスタープランの位置づけ・役割

『会津坂下町都市計画マスタープラン』の都市計画、都市づくりの体系における位置づけと役割は、以下のとおりです。

総合計画の都市環境整備に係る分野の実現化計画

都市計画マスタープランは、町の総合的な施策展開の指針である「第五次会津坂下町振興計画・後期基本計画」の都市環境整備分野の目標を、より具体的に実現するため策定するものです。

前述の計画で方向づけられている施策を基本として、会津坂下町都市計画区域マスタープランなどの県や国の計画との整合を図り、実施中又は計画・構想されている都市計画関連事業やプロジェクトを体系化して会津坂下町都市計画プランに反映し、効率的・効果的な実現を図ります。

地域の特徴を活かした都市計画の指針

会津坂下町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、町民の参加を得て策定される町の都市計画の指針であり、町やそれぞれの地域の特徴を活かした独自性のある町の都市計画の決定、変更、事業実施の指針となるものです。

町の将来のあるべき姿、目標像、都市づくりの理念を明らかにし、土地利用や都市施設の整備などの基本的な方針を示すことにより、具体的な都市計画の決定の基本指針（マスタープラン）とします。

具体的な都市計画事業を通じて実現されるマスタープラン

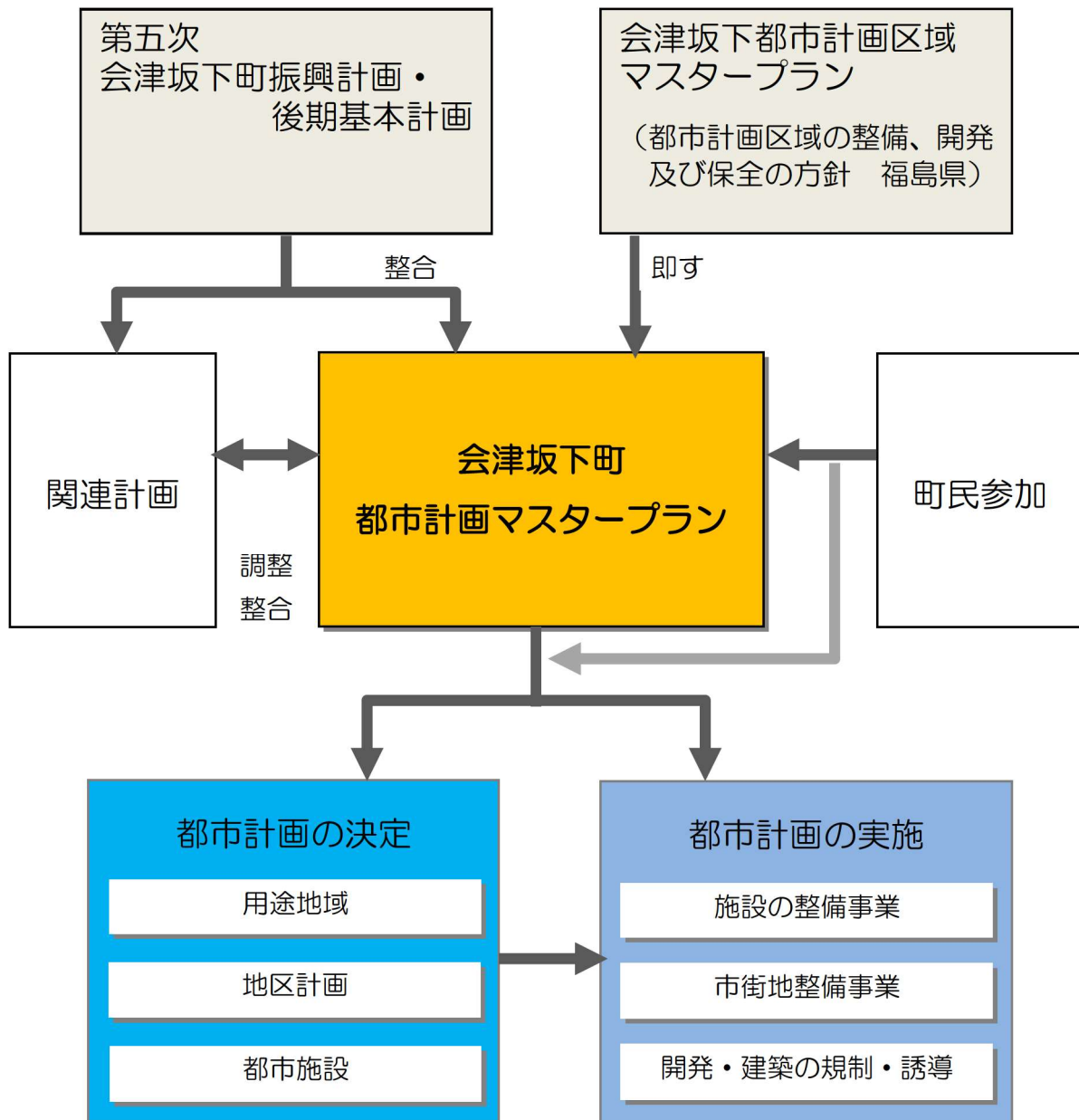
都市計画マスタープランで策定した将来ビジョンや都市づくりの方針は、用途地域などの地域地区や地区計画、都市計画道路などの都市施設の具体的な都市計画の決定と、その都市計画に基づく都市計画事業、開発や建築の規制誘導などを通じて実現されていきます。

中長期将来を展望する中長期目標計画

都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来の都市のあり方を思い描き、そこに都市づくりの目標を据えて、その目標に至る都市づくりの施策展開や、都市計画の決定の基本的な方針を示す中長期目標計画です。

この中長期目標計画である都市計画マスタープランを指針として、概ね10年後を目標とする具体的な都市計画を決定・運用していくこととなります。

● 会津坂下町都市計画マスタープランの位置づけ



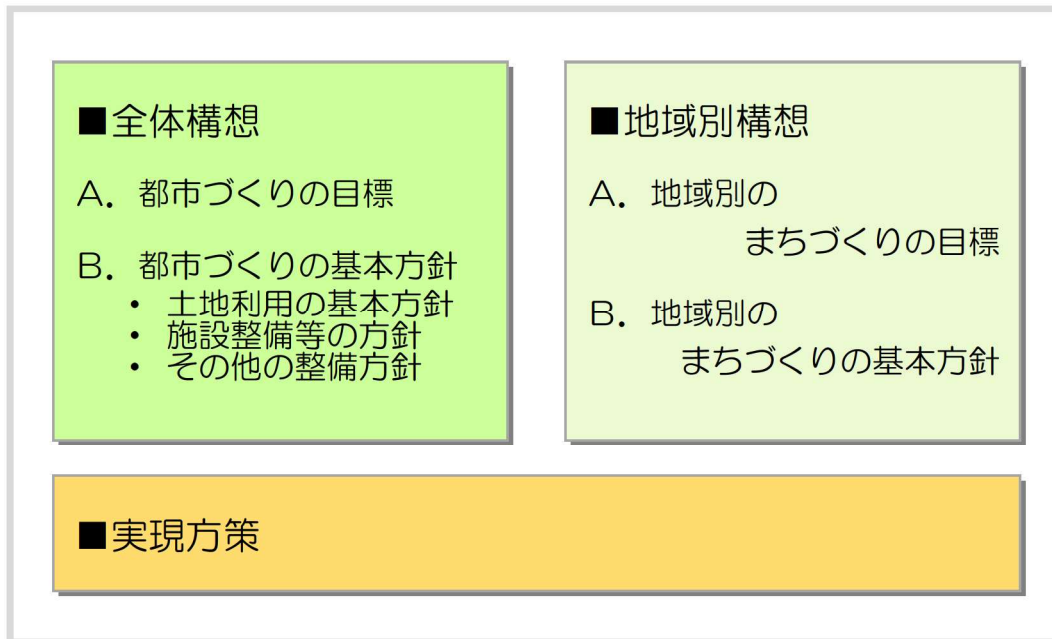
第2節 会津坂下町都市計画マスタープランの策定概要

1. 計画対象区域

計画対象区域は、都市計画区域外を含む会津坂下町全域とします。

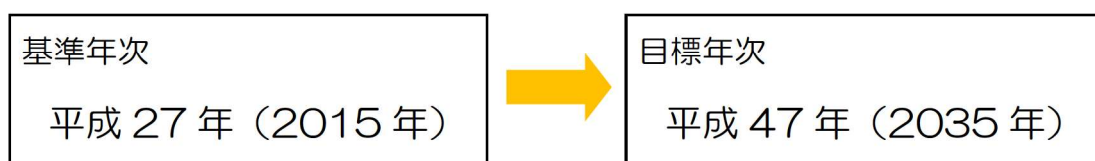
2. 計画内容

計画内容は、以下の3つの枠組みで構成されます。



3. 計画期間

計画期間は、概ね20年の中長期を見据えたものとします。



第2章 会津坂下町の現況

第1節 都市の概況

1. 位置と歴史

(1) 都市の位置

会津坂下町は、福島県の西側、会津盆地の西部に位置する、南北、東西ともに約14km、面積9,159haの都市です。周囲を会津若松市、喜多方市、西会津町、柳津町、会津美里町、湯川村に接し、県都福島市まで約60km、郡山市まで約50km、会津若松市まで約10kmの距離にあります。また、新潟県、山形県までは約25km、栃木県までは約50kmの距離にあります。

J R只見線が町域南部から西部にかけて走り、若宮駅、会津坂下駅、塔寺駅、会津坂本駅の4駅があり、会津若松駅から会津坂下駅までの所要時間は約40分となっています。町域の中部に、いわき市から新潟市を連絡する磐越自動車道が東西に通じ、町域西端に会津坂下インターチェンジが、南部町境に接する会津美里町内に新鶴スマートインターチェンジが設けられています。広域幹線道路として、いわき市と新潟市を連絡する国道49号（越後街道）が東西に通っています。また、柏崎市方面を結ぶ国道252号が国道49号と連絡しています。

●広域位置図



（２）都市の沿革

本町は、会津盆地西縁のなだらかな山々と多くの河川があり、旧石器時代から人々が生活してきた痕跡があります。いにしえより、街道や河川を利用した新潟方面との人・物の流れが盛んで、会津盆地の出入り口となる地域には、亀ヶ森・鎮守森古墳などの大型古墳や要塞としての陣が峯城などが築かれました。

近世に入り会津五街道が整備されると、本町の中心市街地は、阿賀川・只見川の舟運と越後街道の宿駅として栄え、会津西部の物資の主要な集散地として発展してきました。領主蒲生忠郷の時代には8町24間（約900m）、幅約6間（約11m）の東西に延びる直線道路が敷かれ、その両側に町割りが行われ、定期的な市が開かれるようになりました。その後、坂下代官所や検断が配置されるなど周囲の経済的、政治的中心地となりました。また、市街地西の気多宮・塔寺地区は、越後街道・沼田街道の宿駅や心清水八幡神社・恵隆寺の門前町として形成されました。

明治以降も周辺地域の中心的役割を担い、明治10年に坂下村上町・坂下村中町・坂下村下町・横古村が合併して坂下町となり、その後河沼郡役所が置かれました。

大正時代には、上水道敷設、会津線（現JR只見線）坂下駅開業など都市的な基盤が整い始め、会津線の延伸にともなう若宮駅、塔寺駅、会津坂本駅の開業、簡易水道の整備、中学校の開校など、徐々に都市機能の充実が図られてきました。

昭和59年には坂本工業団地の第一期が完了し、企業立地によって働く場としての環境が向上し、その後、平成には坂下西第一地区・第二地区の土地区画整理事業、（都）坂下南幹線などの都市基盤が整備されました。

近年では、平成26年に「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」が湯川村内の本町隣接地に整備され、広域交流拠点として賑わいを見せています。

● 歴史と沿革

元 号	年	西 暦	出 来 事
古墳時代		300年代	会津坂下町域に古墳群が築造され始める
延暦頃		800年頃	この頃大江郷が成立する
康平頃		1000年代	蜷河庄が成立する
保安頃	1	1100年代	陣が峯城が築城される
明治	5	1872	若松県下で若松警察署坂下分署が置かれる
	10	1877	福島県下において坂下村が坂下町となる
	42	1909	電話が開通
	43	1910	乗合バスが若松-坂下間で県下初の開通
大正	13	1924	上水道が給水開始
	15	1926	会津線（現只見線）若松-坂下間開通。坂下駅が開業
昭和	3	1928	会津線が会津坂下-会津柳津間を延伸。塔寺駅、会津坂本駅が開業
	9	1934	若宮駅が開業
	24	1949	上水道第1次拡張事業事業完了
	30	1955	坂下町、若宮村、金上村、広瀬村、川西村、八幡村の1町5ヶ村が合併し、会津坂下町となる
	31	1956	豪雨による大水害が発生
	33	1958	坂下第一中学校が開校
			片門簡易水道が給水開始
	35	1960	高郷村の高寺地区を編入
	36	1961	町役場本庁舎が落成
			坂下第二中学校が開校
			上水道第2次拡張事業事業完了
	38	1963	記録的な豪雪
	39	1964	新潟地震で大きな被害を受ける
	40	1965	西部広域簡易水道が給水開始
	41	1966	北裏バイパス（現国道49号）開通
	42	1967	町民体育館落成
			長井橋開通
			1市3町2ヶ村による清掃センター事業開始
	43	1968	農集自動電話開通
	44	1969	集中豪雨で高寺地区に大きな被害
	45	1970	学校給食センター落成
	46	1971	只見線全線開通
			上水道第3次拡張事業事業完了
	47	1972	第一次振興計画（基本構想）策定
			西部広域簡易水道第二次拡張事業着手
			会津若松地方広域市町村圏整備組合が発足
	49	1974	老人福祉センターが開設
	50	1975	中岩田住宅団地落成
	52	1977	町役場北庁舎が落成
	53	1978	上水道第4次拡張事業事業完了
	55	1980	袋原大橋・塔寺バイパスが開通
	56	1981	県立会津少年自然の家が開設
	58	1983	第二次振興計画（基本構想・基本計画）策定
			立川橋・県道会津坂下塩川線開通
	59	1984	坂本工業団地第一期工事完了
	61	1986	県道別舟渡線片門橋開通
	63	1988	鶴沼緑地公園が供用開始
平成	2	1990	会津西部斎苑が開設
			会津若松地方水道用水供給企業団からの受水による給水開始
			公共下水道（坂下西処理区）事業着手
	3	1991	ばんげひがし公園「鶴沼球場」開設
	4	1992	第三次振興計画（基本構想・基本計画）策定
			磐越自動車道会津坂下インターチェンジまで開通
	5	1993	農業集落排水（窪倉処理区）事業完了
	6	1994	町民プールが開設
			坂下西第一地区土地区画整理事業完了
	7	1995	春日八郎記念公園・おもいで館が開設
			上水道第5次拡張事業事業完了
	8	1996	農村環境改善センターが開設
			（都）中村街道線（安兵衛通り）が開通
	9	1997	農業集落排水（合川処理区）事業完了
	11	1999	公共下水道（坂下東処理区）事業着手
	12	2000	第四次振興計画（基本構想・基本計画）策定
	14	2002	農免農道八日沢線が開通
			（都）坂下南幹線（牛沢街道～会津高田街道間）開通
			国道49号坂本バイパス（七折峠トンネル）開通
	15	2003	会津坂下町まちづくり基本条例施行
	17	2005	磐越自動車道新鶴PAスマートIC開設
	18	2006	会青橋が完成・（都）坂下南幹線全線開通
			農業集落排水（八日沢処理区）事業完了
	20	2008	（町）中村線が開通
			坂下西第二地区土地区画整理事業完了
	21	2009	公共下水道（坂下中央処理区）事業着手
	22	2010	（一）別舟渡線舟渡バイパス開通
	23	2011	東北地方太平洋沖地震発生。原発事故による避難地域から町内に約1,000名が避難
			農業集落排水（真木・津尻処理区）事業完了（喜多方市が事業主体）
			農業集落排水（長井処理区）事業完了
	24	2012	中村街道線第一地区土地区画整理事業完了
	26	2014	道の駅あいづ 湯川・会津坂下を湯川村と共同開業

2. 社会的状況と土地利用及び都市基盤整備の状況

(1) 社会的状況

本町の人口や産業の概況は、以下のとおりです。

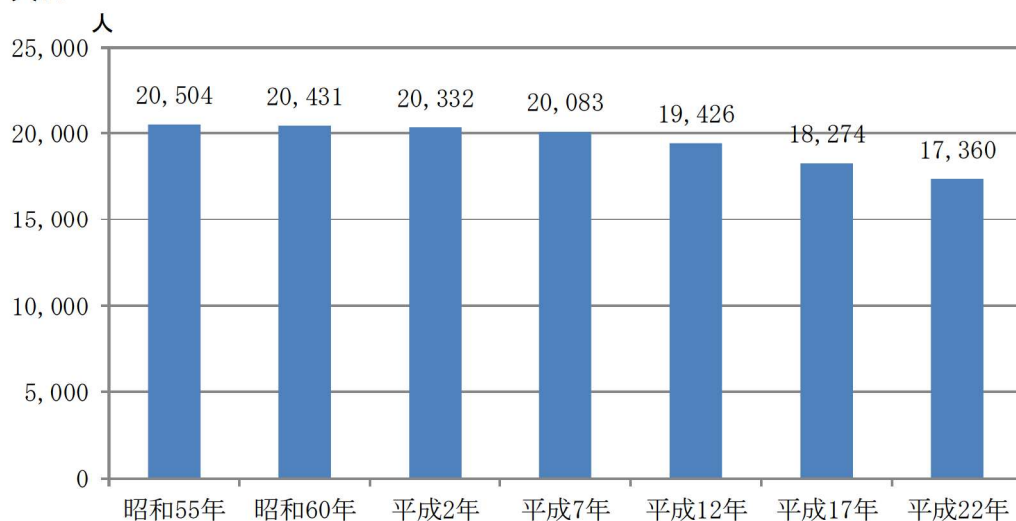
① 人口

総人口は、会津坂下町誕生以降減少傾向が続いており、平成22年（2010年）の人口は17,360人となっています。

平成17年から平成22年の人口増減率はマイナス5.0%ですが、周辺市町村に比べ減少率は低くなっています。

平成22年（2010年）の65歳以上の人口の総人口に占める割合（老年人口比率）は29.5%と高い割合となっています。（福島県の平均：25.0%）

● 人口

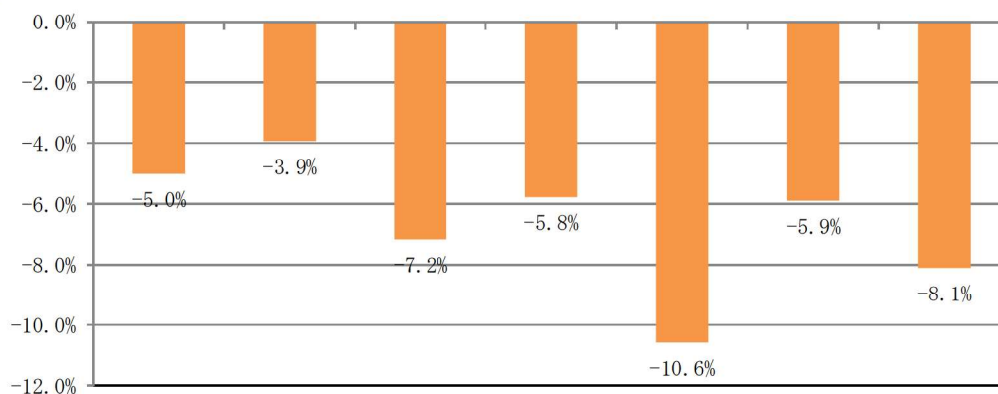


資料：国勢調査

● 会津坂下町周辺市町村の人口推移

(単位：人)

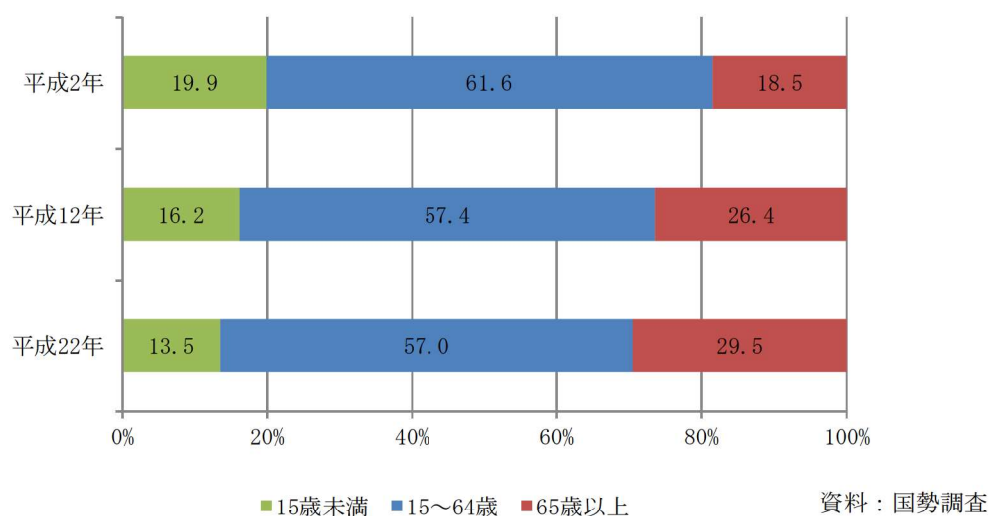
	会津坂下町	会津若松市	喜多方市	湯川村	西会津町	柳津町	会津美里町
平成17年	18,274	131,389	56,396	3,570	8,237	4,260	24,741
平成22年	17,360	126,220	52,356	3,364	7,366	4,009	22,737



5年間増減率

資料：国勢調査

● 年齢3区分別人口比の推移（年齢不詳分を除く）

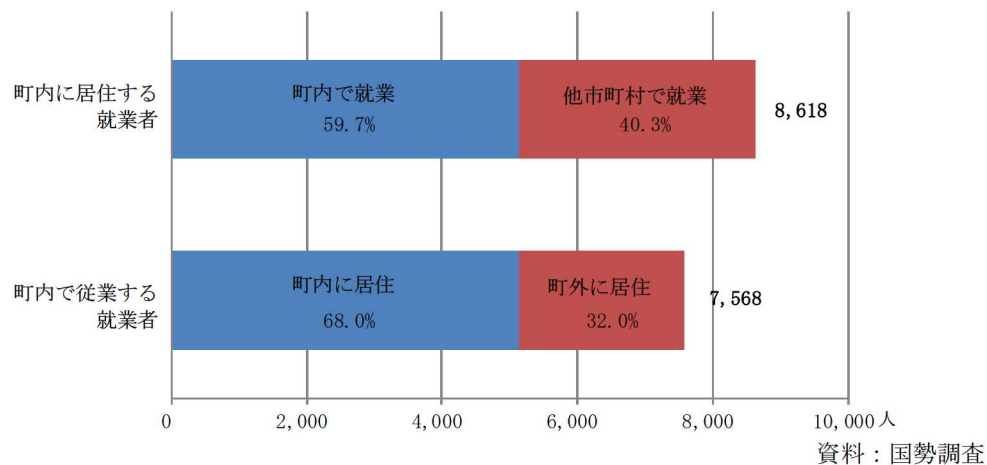


② 就業状況

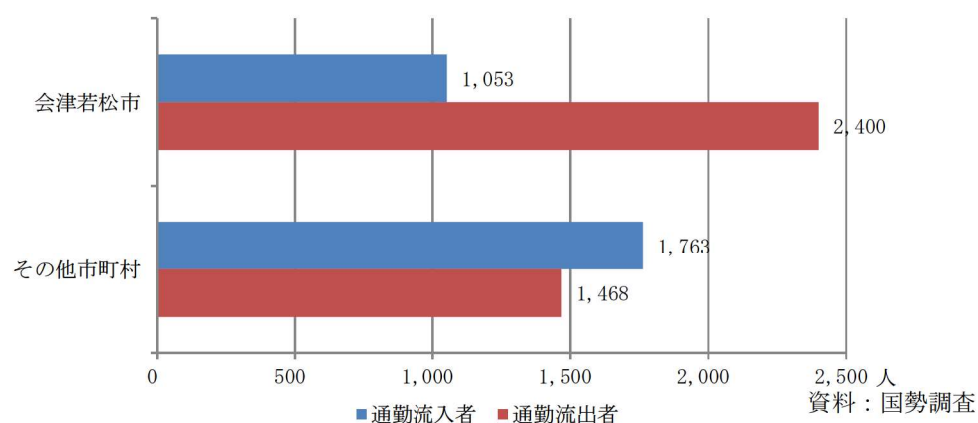
平成22年（2010年）の町内に居住する就業者は約8,600人であり、その内の約60%が町内で就業しています。

町内で従業する就業者は約7,600人であり、約1,000人の流出超過となっています。会津若松市には約1,300人の流出超過ですが、その他の近隣市町村に対しては流入超過となっています。

● 町内に居住する就業者数と町内で従業する就業者数（平成22年）



● 町内における通勤流入の状況（平成22年）

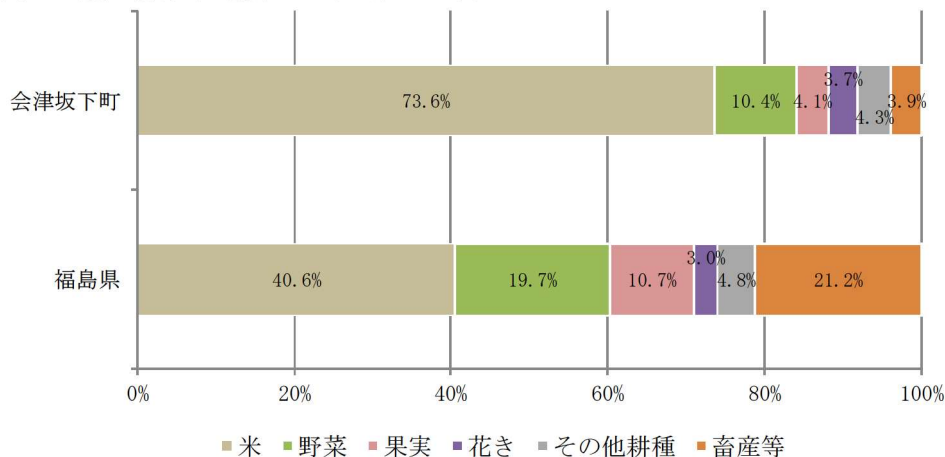


③ 産業

〔農業〕

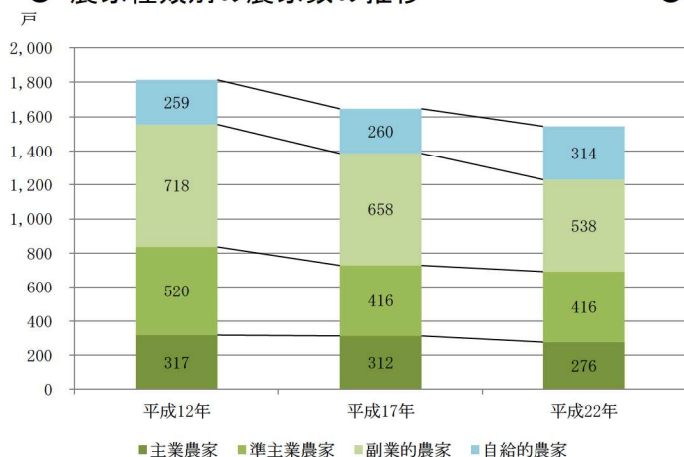
稲作を中心とした農業経営がなされており、県平均に比べ生産性は高い状況にあります。
しかしながら、農家の減少、従業者の高齢化が進んでいます。

● 農業産出額の品目別構成比（平成 17 年）



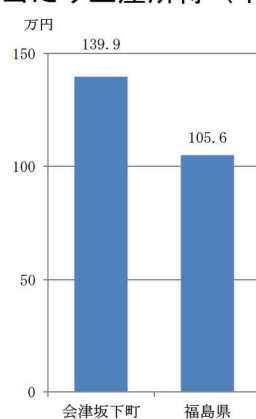
資料：農林業センサス

● 農家種類別の農家数の推移



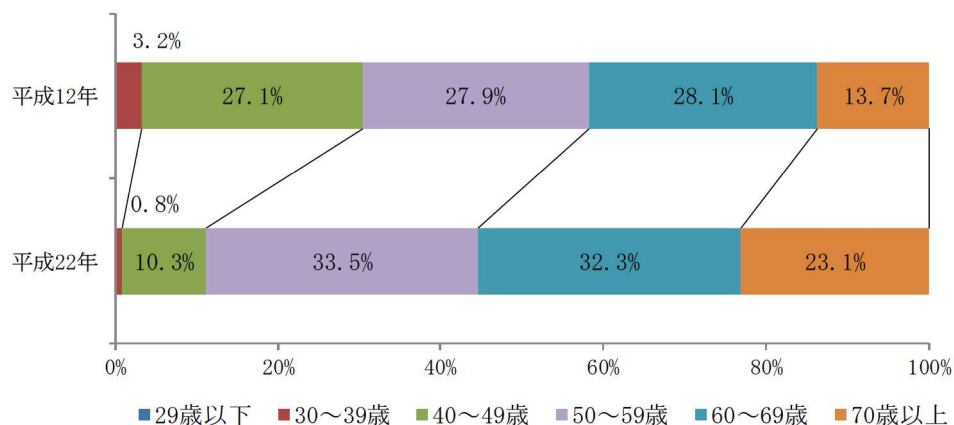
資料：農林業センサス

● 農家戸当たり生産所得（平成 22 年）



資料：農林業センサス

● 農業経営者の年齢別構成比の推移



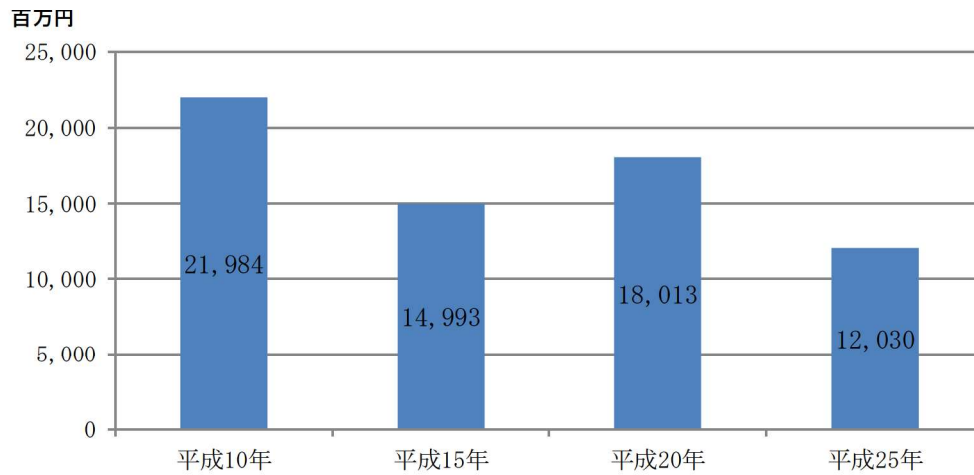
資料：町資料

〔製造業〕

平成25年（2013年）の製造品出荷額等は約120億円であり、減少傾向にあります。

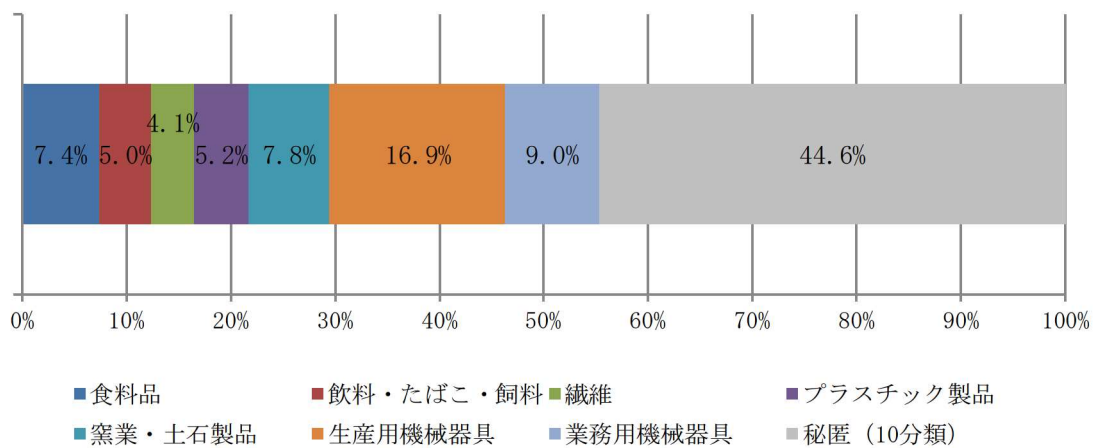
中分類別には、生産用機械器具、業務用機械器具、窯業・土石製品、食料品が中心となっています。

● 製造品出荷額等の推移



資料：工業統計

● 製造品出荷額等の中分類別構成比（平成25年）



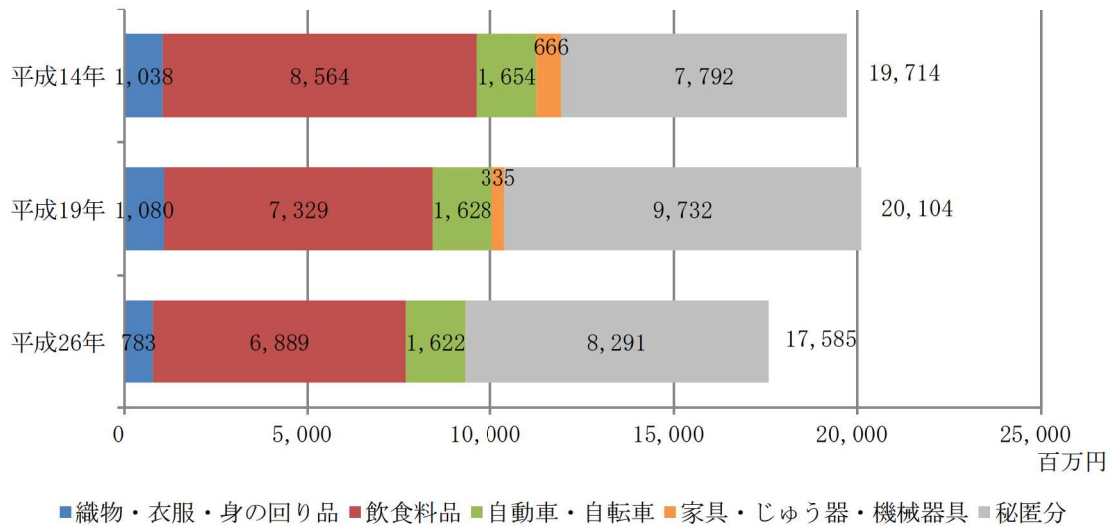
資料：工業統計

〔商業〕

平成26年（2014年）の小売業の年間商品販売額は約176億円であり、最寄り品中心の小売業が中心となっています。

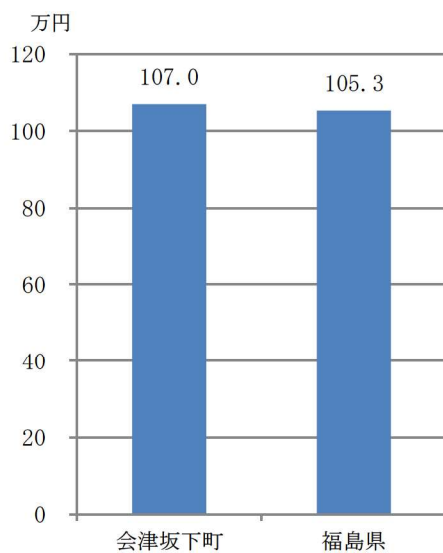
年間販売額は減少傾向にあり、平成26年（2014年）の人口一人当たり販売額は県平均並みとなっています。

● 年間商品販売額の推移と構成



資料：商業統計

● 人口一人当たりの販売額（平成26年）



資料：商業統計／福島県現住人口調査年報

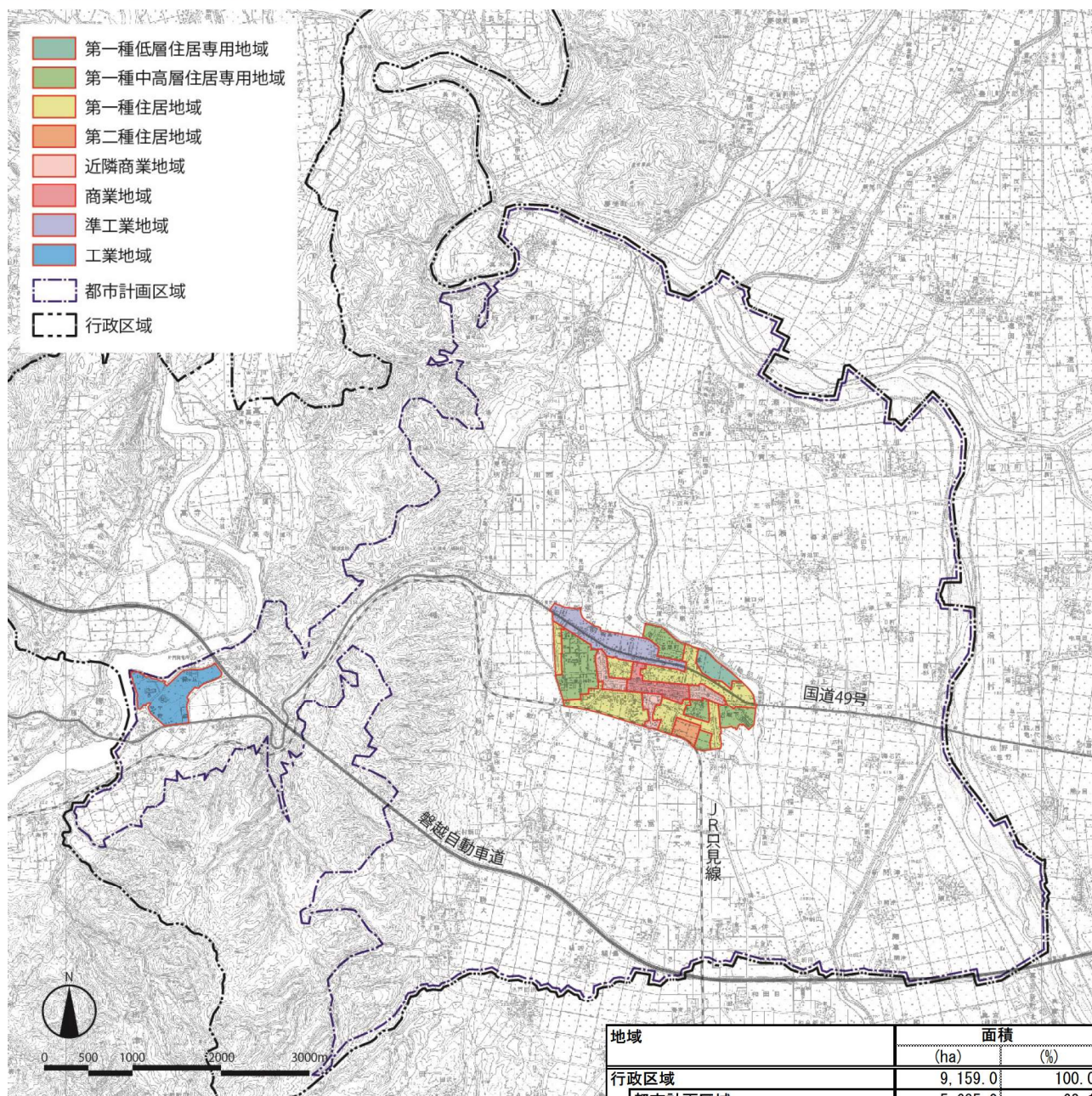
(2) 土地利用及び都市基盤整備等の状況

① 法規制の状況

行政区域面積9,159haの約6割、5,685haが都市計画区域となっています。

都市計画区域では、中心市街地と磐越自動車道会津坂下インターチェンジ周辺の工業団地の約261ha（都市計画区域の約4.6%）に用途地域が指定されています。

● 都市計画区域・用途地域図



地域	面積	
	(ha)	(%)
行政区域	9,159.0	100.0
都市計画区域	5,685.0	62.1
用途地域	261.1	4.6
第一種低層住居専用地域	7.8	3.0
第一種中高層住居専用地域	58.0	22.2
第一種住居地域	85.0	32.6
第二種住居地域	6.3	2.4
近隣商業地域	19.0	7.3
商業地域	15.0	5.7
準工業地域	35.0	13.4
工業地域	35.0	13.4
都市計画区域外	3,474.0	37.9

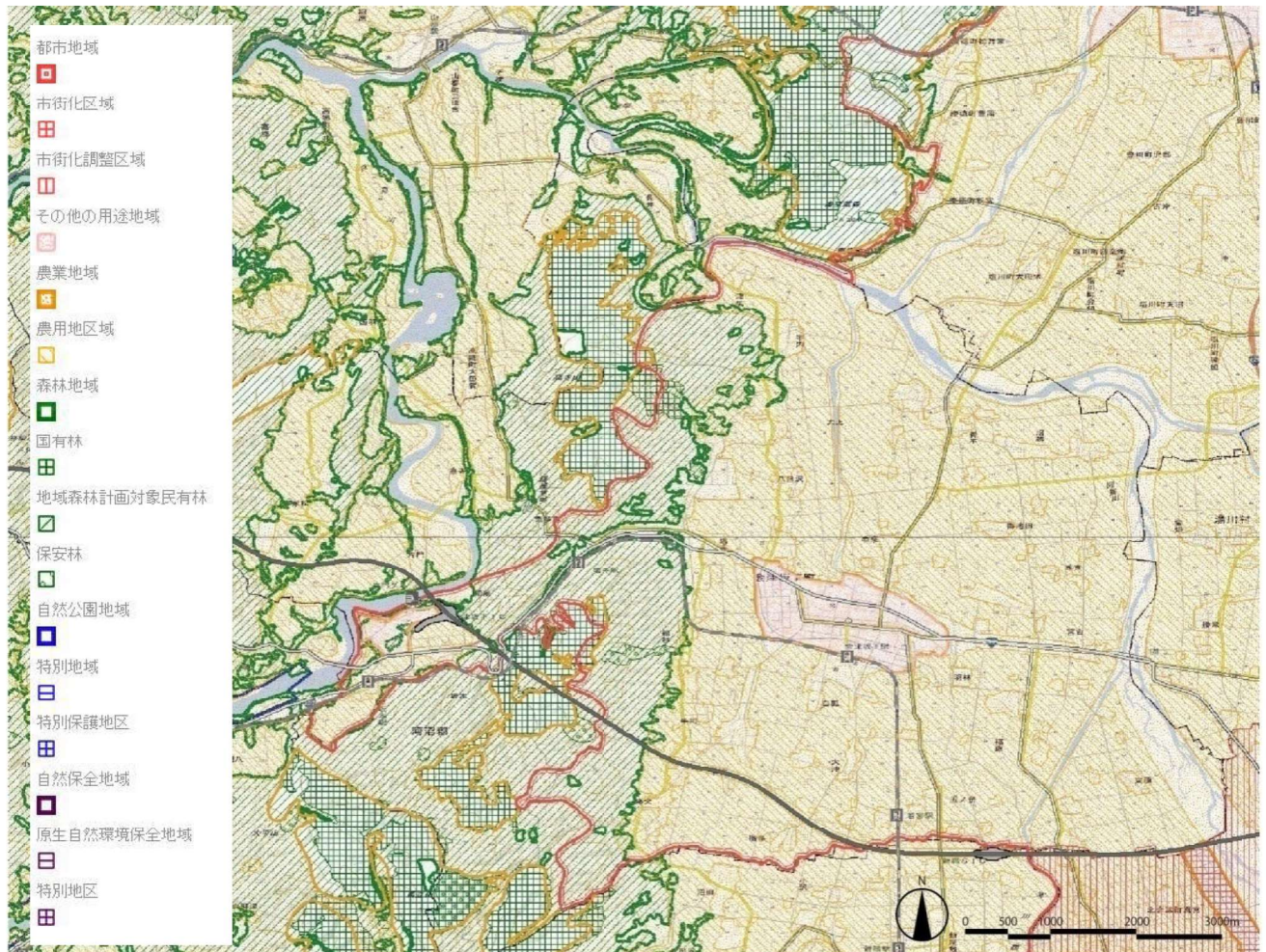
※用途地域ごとの比率は全用途地域面積に対する値
※用途地域の合計の比率は都市計画区域に対する比率

資料：平成25年都市計画基礎調査（平成22年度末現在）（最新の行政面積とは異なる）

農業振興地域は行政区域の約9割（8,091ha）にかけられ、その内約3,792haが農用地区域に指定されています。

山林部では、広い範囲が地域森林計画対象民有林となっています。

● 土地利用基本計画図



資料：福島県土地利用基本計画図（平成 14 年）

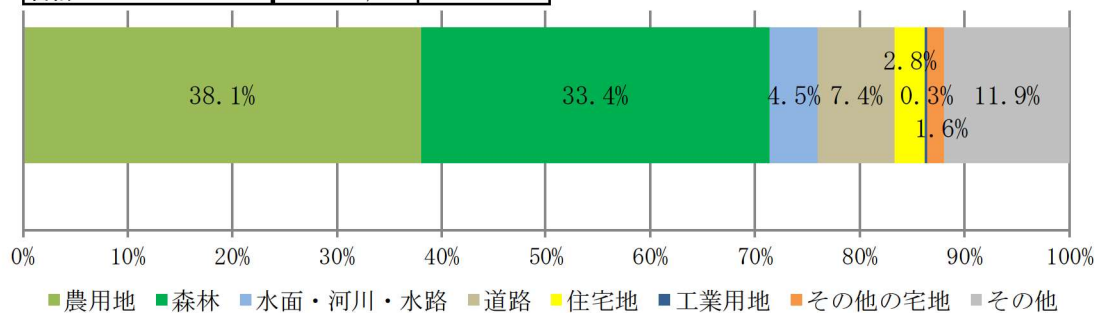
② 土地利用状況

平成22年（2010年）の地目別の土地面積の割合は、自然的土地利用が全体の8割弱を占めています（農用地：約38％、森林：約33％、水面・河川・水路：約5％）。

坂下地区では比較的密度の高い市街地が展開しています。

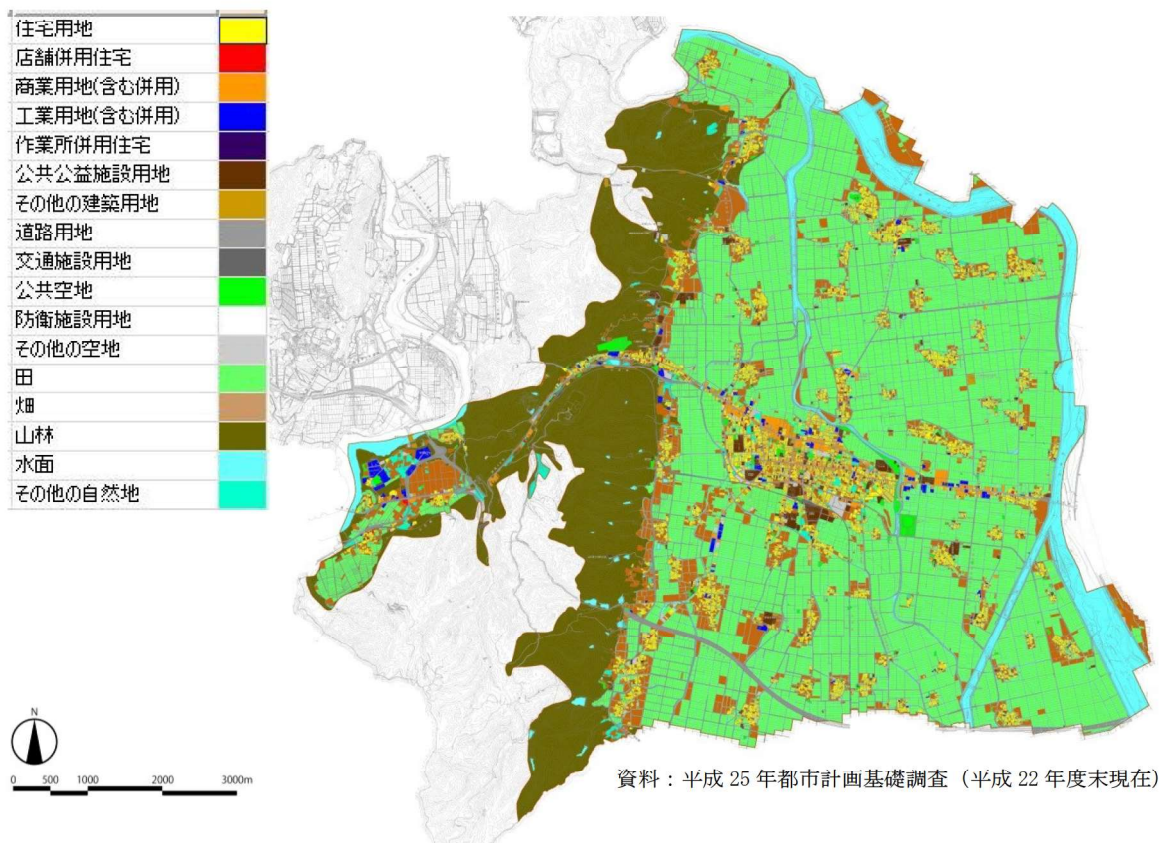
● 土地利用別の面積と構成比（平成 22 年）

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	3,490	38.1
森林	3,056	33.4
水面・河川・水路	416	4.5
道路	675	7.4
宅地	433	4.7
住宅地	261	2.8
工業用地	25	0.3
その他の宅地	147	1.6
その他	1,089	11.9
合計	9,159	100.0



資料：会津坂下町国土利用計画（平成 24 年）（最新の行政面積とは異なる）

● 都市計画区域の土地利用現況図



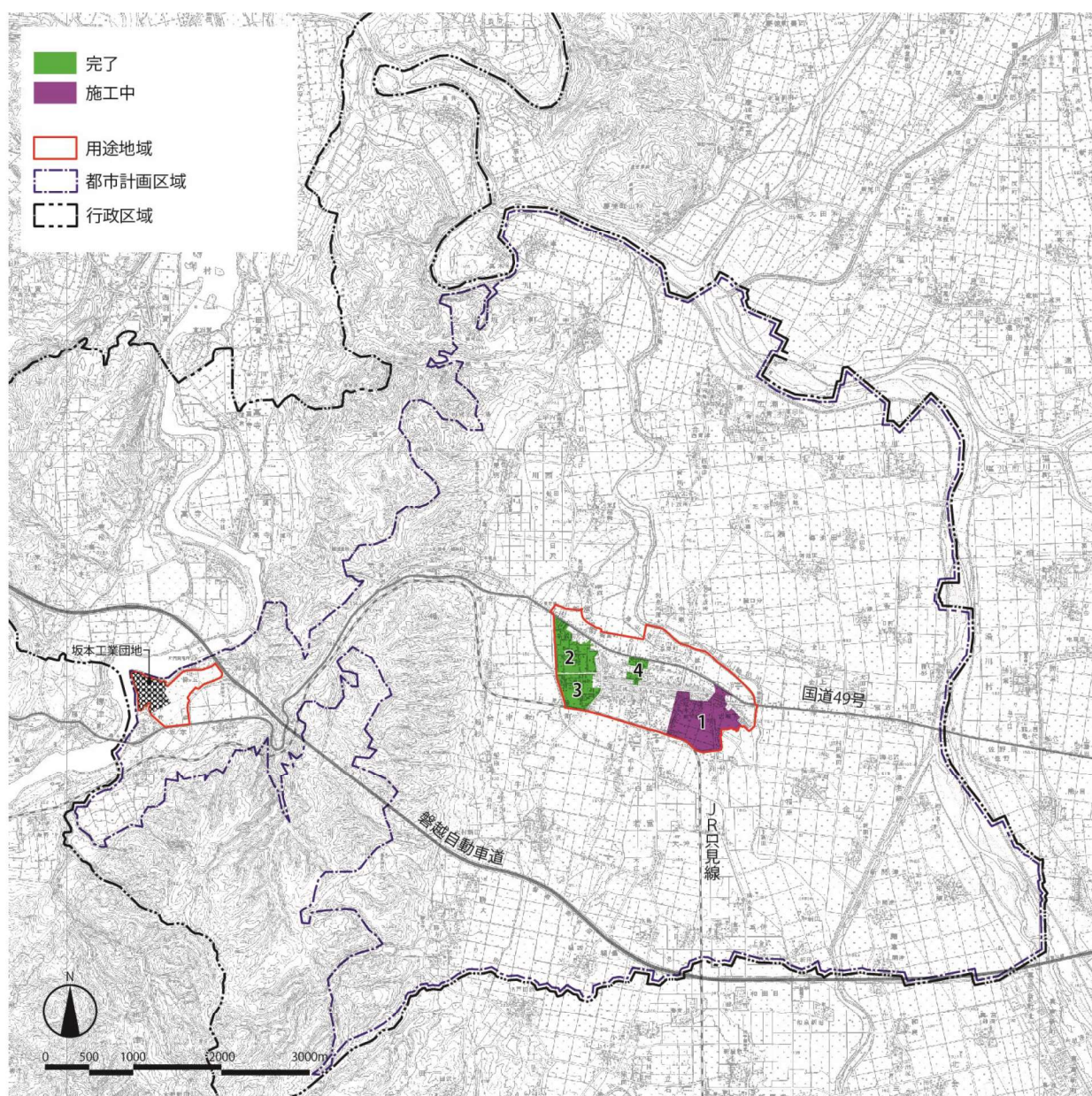
③ 市街地整備の状況

面的基盤整備事業は4地区、約81haで実施されています。

その他に、磐越自動車道会津坂下インターチェンジ周辺で坂本工業団地が造成されています。

● 市街地整備事業

図面対照 番号	事業名	事業手法	事業主体	都決年	事業面積 (ha)	事業進捗	事業 開始年度	事業 終了年度	計画人口 (人)
1	坂下東第一地区土地区画整理事業	土地区画整理事業	公共団体施行	平成3年	39.1	施工中	平成4 年度	平成38 年度	2500
2	坂下西第一地区土地区画整理事業	土地区画整理事業	組合施行	平成元年	22.0	完了	昭和63 年度	平成6 年度	660
3	坂下西第二地区土地区画整理事業	土地区画整理事業	組合施行	平成9年	15.3	完了	平成10 年度	平成20 年度	1340
4	中村街道線第一地区土地区画整理事業	土地区画整理事業	公共団体施行	平成2年	4.7	完了	平成2 年度	平成21 年度	280



資料：平成25年都市計画基礎調査（平成22年度末現在）／町資料

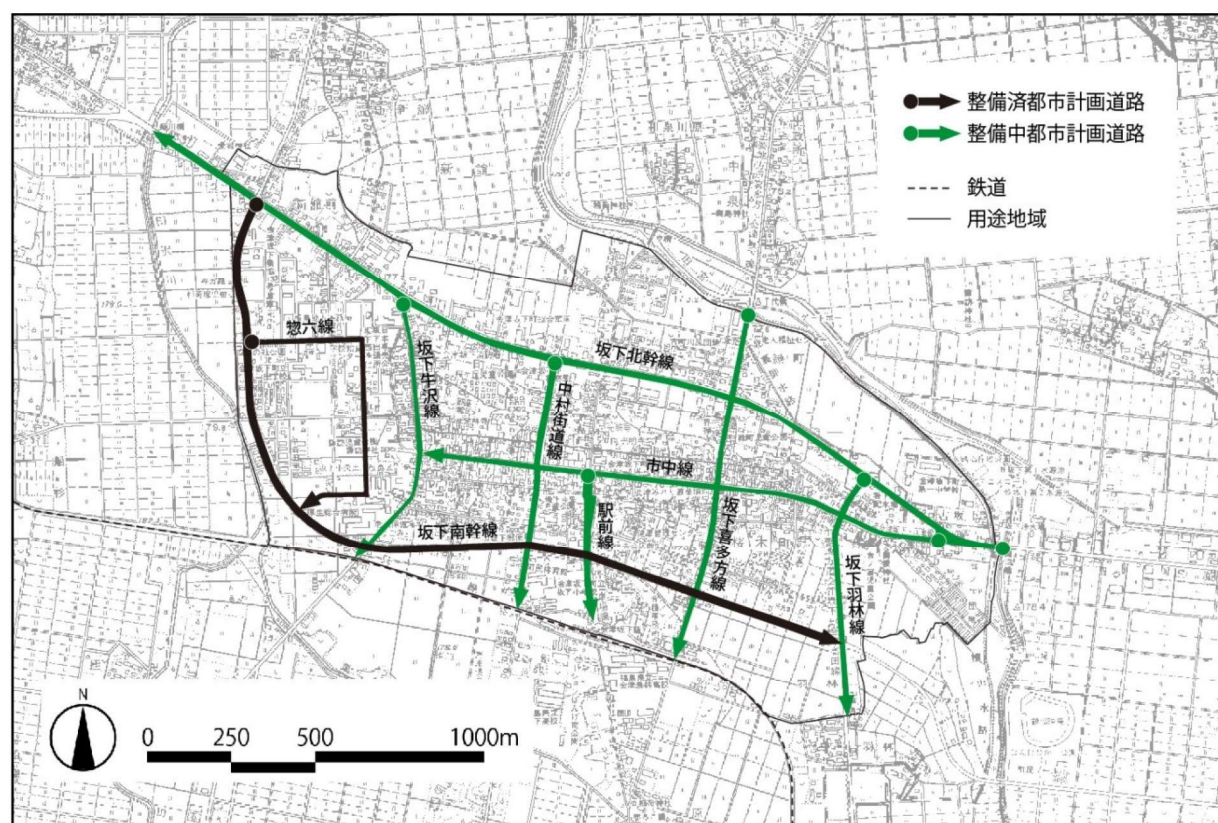
④ 都市基盤施設

〔都市計画道路〕

都市計画道路は、9路線、総延長12,030mが計画決定されています。その内2路線が整備済みであり、整備率は約31%となっています。

● 都市計画道路の整備状況

	路線数	延 長	延長割合
整備済み路線	2	3,710m	30.8%
整備中路線	7	8,320m	69.2%
未整備路線	0	0 m	0.0%
合 計	9	12,030m	100.0%



〔公園緑地〕

都市計画公園・緑地は10箇所、18.09haが計画決定されており、17.87haが供用されています。

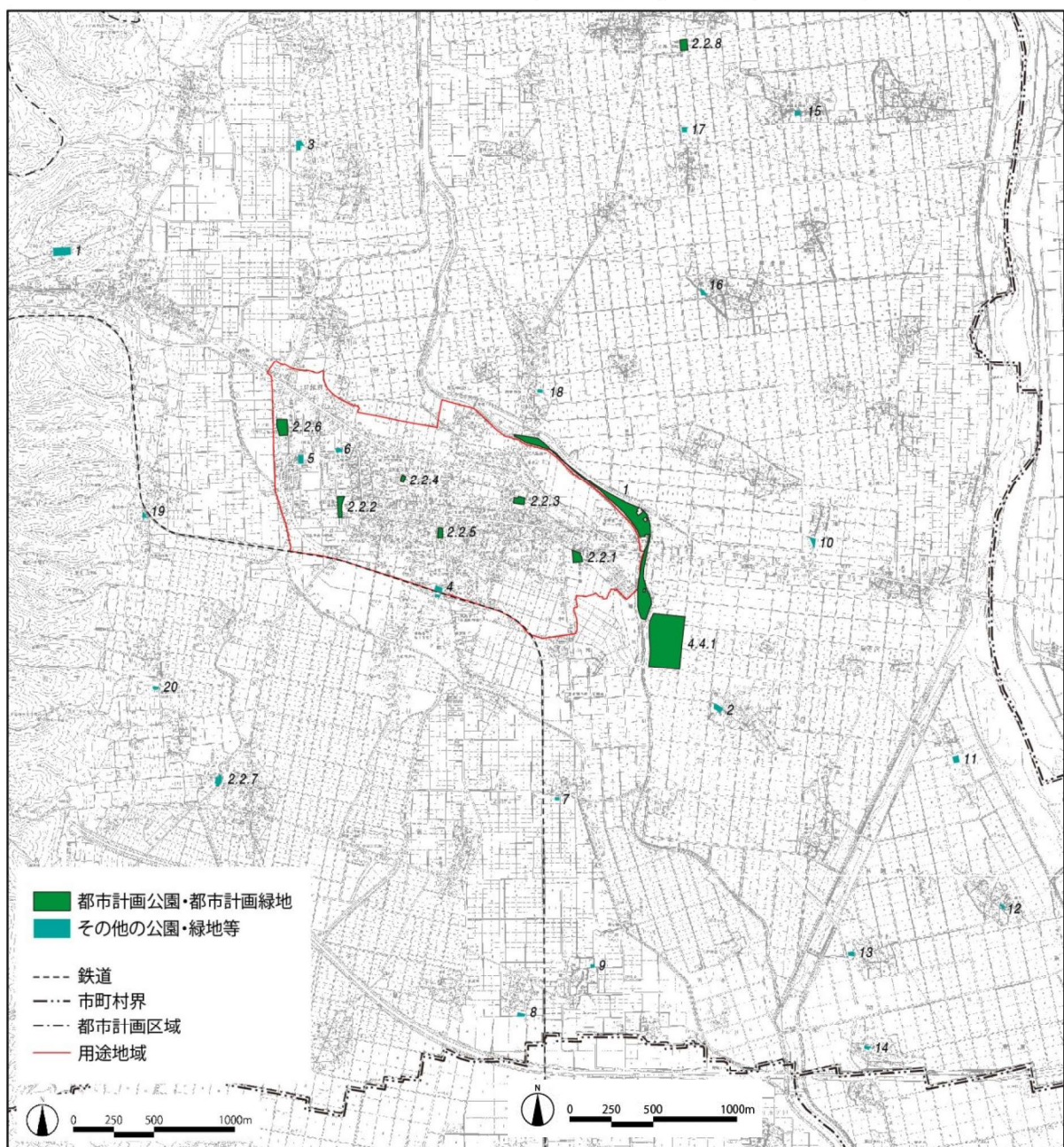
公園、緑地は、都市公園とその他の公園、緑地の合計で、25.26haが整備されており、都市計画区域人口一人当たりの面積は約15.7㎡となっています。

● 都市計画公園・緑地の整備状況

	箇所数	面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
都市計画公園	9	9.03	8.81	97.6%
都市計画緑地	1	9.06	9.06	100.0%
合 計	10	18.09	17.87	98.8%

● 都市計画区域人口1人当たり公園面積

	供用 面積 (ha)	平成22年 都市計画区 域人口(人)	1人当たり 供用面積 (㎡/人)	
			会津坂下町	福島県
都市計画公園	8.81	16,100	15.7	9.0
都市計画緑地	9.06			
上記以外	7.39			
合 計	25.26			

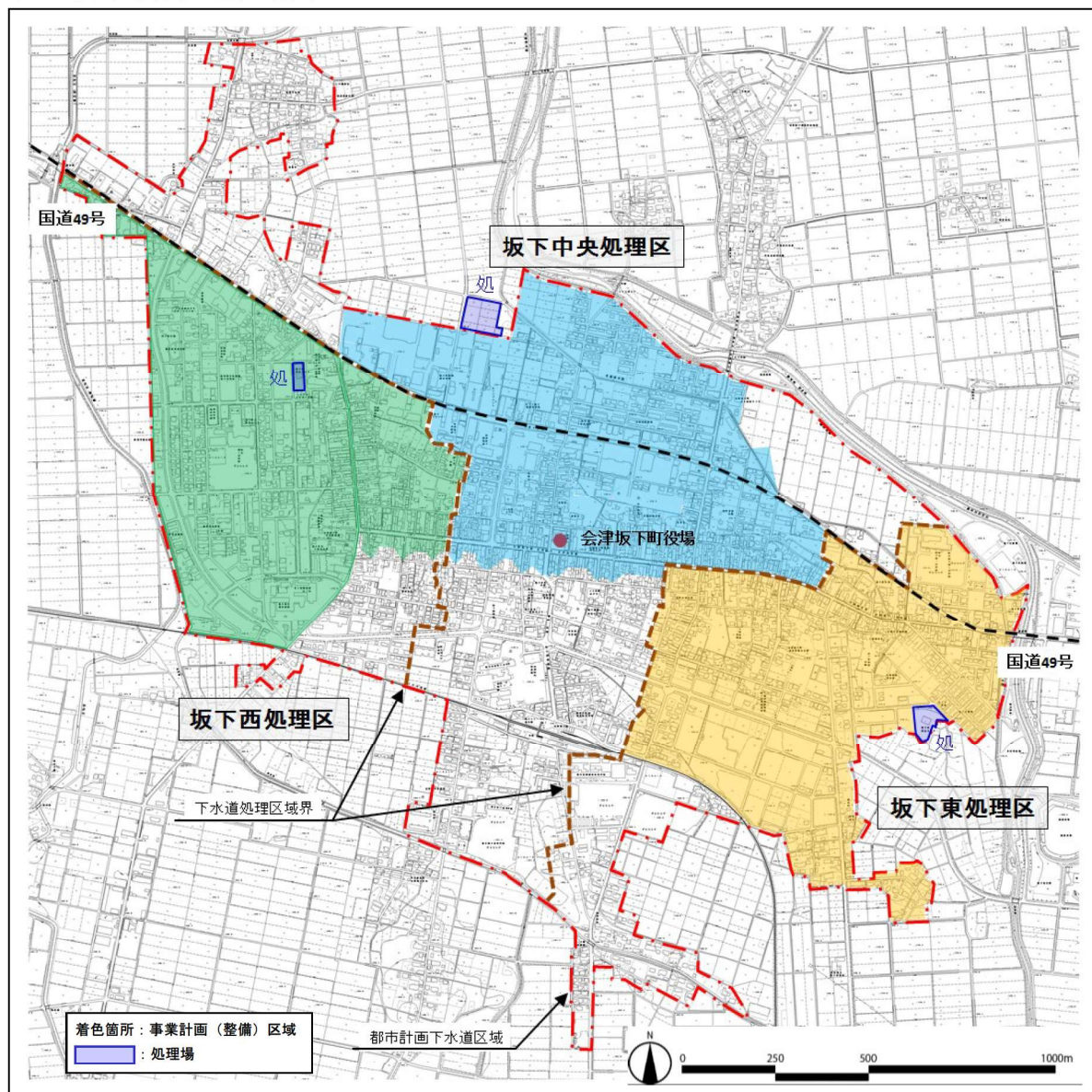


資料：平成25年都市計画基礎調査（平成22年度末現在）／町資料

〔汚水処理〕

汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により行われており、平成27年度末の汚水処理人口の普及率は54.4%（公共下水道：22.7%、農業集落排水：8.0%、合併処理浄化槽：23.7%）となっています。

● 公共下水道処理区域図



資料：町資料（平成28年）

〔上水道〕

地下水を利用している一部区域を除き、上水道により給水されており、平成27年度末の水道普及率は94.1%となっています。

⑤ 文化財等

本町は古い歴史を持ち、多くの文化財が残っており、亀ヶ森・鎮守森古墳、陣が峯城跡は国指定の史跡となっています。

塔寺・気多宮地区は、旧越後街道沿いのまち並みとして歴史的な景観を残しています。

● 指定文化財一覧（平成 27 年現在）

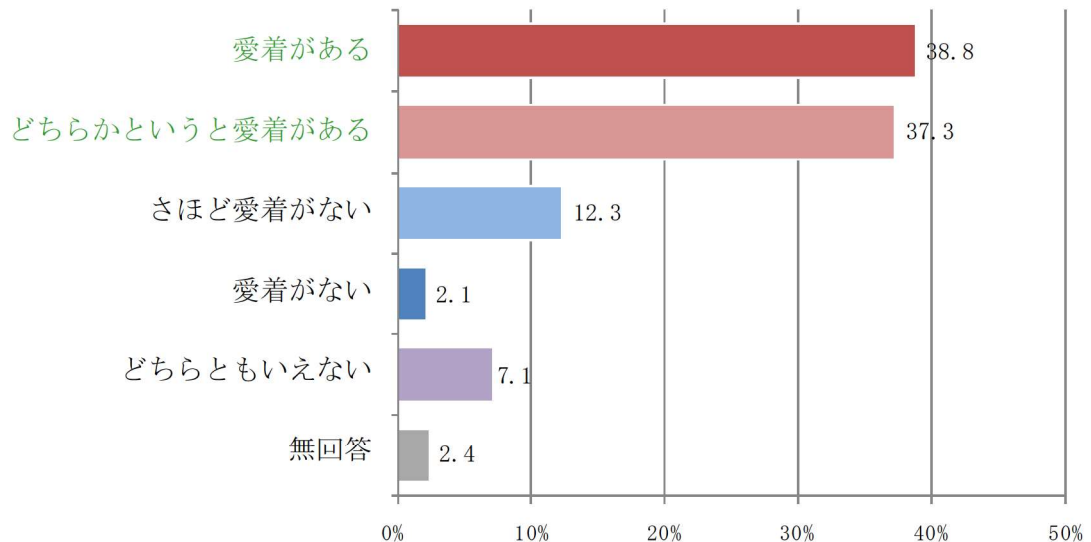
	文化財名	種類	所有者(管理者)	所在地(行政区)
国指定 8件	恵隆寺観音堂	重文 建造物	恵隆寺	恵隆寺(塔寺)
	木造千手観音立像	重文 彫刻	恵隆寺	恵隆寺(塔寺)
	木造薬師如来坐像	重文 彫刻	浄泉寺	上宇内薬師堂(大上)
	塔寺八幡宮長帳	重文 書跡	心清水八幡神社	心清水八幡神社(塔寺)
	鰐口	重文 工芸品	心清水八幡神社	心清水八幡神社(塔寺)
	旧五十嵐家住宅	重文 建造物	会津坂下町	塔寺
	亀ヶ森・鎮守森古墳	史跡	青津区 ほか	青津
	陣が峯城跡	史跡	会津坂下町	宇内
県指定 13件	鉄鉢	重文 工芸品	心清水八幡神社	心清水八幡神社(塔寺)
	絹本着色光明本尊	重文 絵画	光照寺	光照寺(茶屋町)
	絹本着色十六善神像	重文 絵画	正徳寺	正徳寺(青木)
	木造薬師如来坐像	重文 彫刻	定徳寺	定徳寺(中政所)
	木造薬師三尊及び十二神将立像	重文 彫刻	長龍寺	長龍寺(片門)
	木造二十八部衆 風神・雷神共	重文 彫刻	恵隆寺	恵隆寺(塔寺)
	木造日光菩薩立像	重文 彫刻	浄泉寺	上宇内薬師堂(大上)
	木造月光菩薩立像			
	木造宝光虚空蔵菩薩立像			
	木造聖観音菩薩立像			
	木造阿弥陀如来坐像	重文 彫刻	薬王寺	薬王寺(杉)
	古絵馬	有形民俗文化財	上宇内地区	上宇内薬師堂(大上)
	杵ガ森古墳	史跡	会津坂下町	新富町
	天屋の束松	天然記念物	天屋区 ほか	束松峠(天屋)
	森北1号墳出土品	考古資料	会津坂下町	福島県立博物館
	陣が峯城跡出土品	考古資料	会津坂下町	中央公民館分室
町指定 26件	木造十二神将立像	重文 彫刻	浄泉寺	上宇内薬師堂(大上)
	木造勢至菩薩立像	重文 彫刻	恩乗寺	恩乗寺(沼越)
	木造聖観音菩薩立像	重文 彫刻	京出観音堂	京出観音堂(五香)
	木造阿弥陀如来坐像	重文 彫刻	天屋阿弥陀堂	天屋区阿弥陀堂(天屋)
	木造薬師如来坐像	重文 彫刻	薬王寺	薬王寺(杉)
	木造地藏菩薩坐像	重文 彫刻	地藏寺	地藏寺(細工名)
	光明寺楼門	重文 建造物	光明寺	光明寺(仲町)
	木造宝冠釈迦如来坐像	重文 彫刻	定林寺	定林寺(柳町)
	絹本着色浄土曼荼羅	重文 絵画	無量寺	新館
	紙本着色浄土高祖絵系図			
	木造薬師如来坐像	重文 彫刻	恵隆寺	塔寺
	木造阿弥陀如来坐像(伝紅玻璃阿弥陀)	重文 彫刻	恵隆寺	塔寺
	炭州遺品	歴史資料	正徳寺	青木
	木造阿弥陀如来立像	重文 彫刻	浄泉寺	青津
	木造金剛力士立像	重文 彫刻	恵隆寺	塔寺
	牛沢甚句踊	無形民俗文化財	牛沢甚句保存会	牛沢
	青津甚句踊	無形民俗文化財	青津甚句保存会	青津
	權	有形民俗文化財	二瓶秀泰	金上
	旧大法院薬師堂並びに仏具等	有形民俗文化財	小林美代子	勝方
	旧五十嵐家住宅付属建物(厠・枳倉)	有形民俗文化財	会津坂下町	塔寺
	束松の一里塚	史跡	天屋区	天屋
	駒壇経塚	史跡	猪俣治	長井
	イトヨ	天然記念物	青木区	青木
	天津栗津田一号	天然記念物	磯目仁	牛沢
	杉の糸桜	天然記念物	杉区	杉
	佐原家文書	重文 工芸品	会津坂下町	福島県立博物館
	生江敬久家文書	歴史資料	生江敬久	会津坂下町

第2節 町民意向

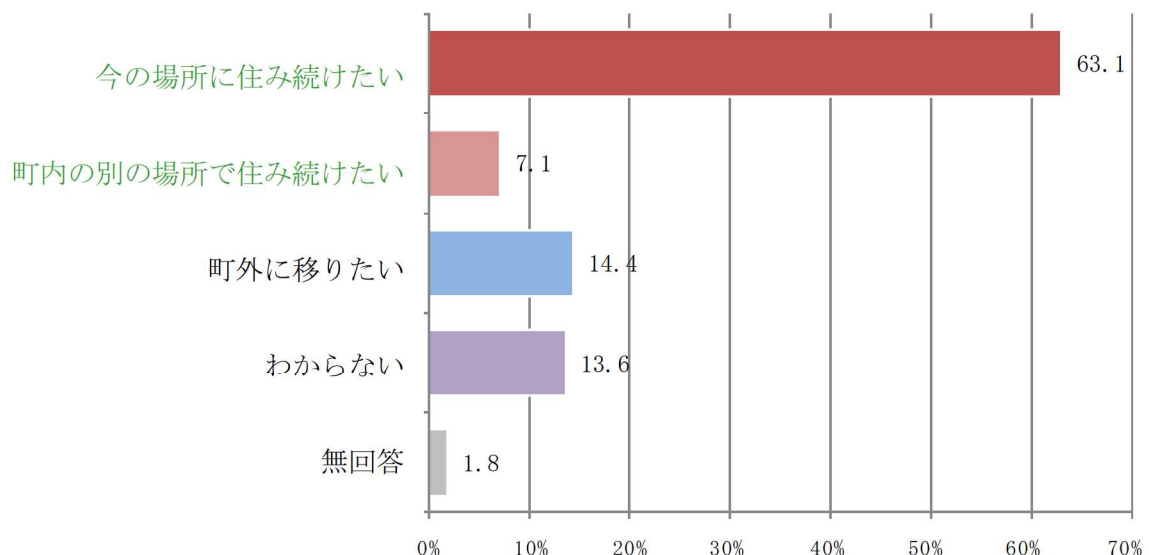
会津坂下町都市計画マスタープランの策定にあたり、町民の皆さんに対する意識調査を実施しました。この意識調査で寄せられた主な要望・意向等は次のとおりです。

1. 会津坂下町への愛着と居住継続意向

本町に対して愛着があるとする人の割合（「愛着がある」と「どちらかというとな愛着がある」の合計）は、全体の8割弱と高い割合を示しています。



また、今後の居住継続意向がある人（「今の場所に住み続けたい」「町内の別の場所で住み続けたい」と回答した人）も全体の7割強を占めています。

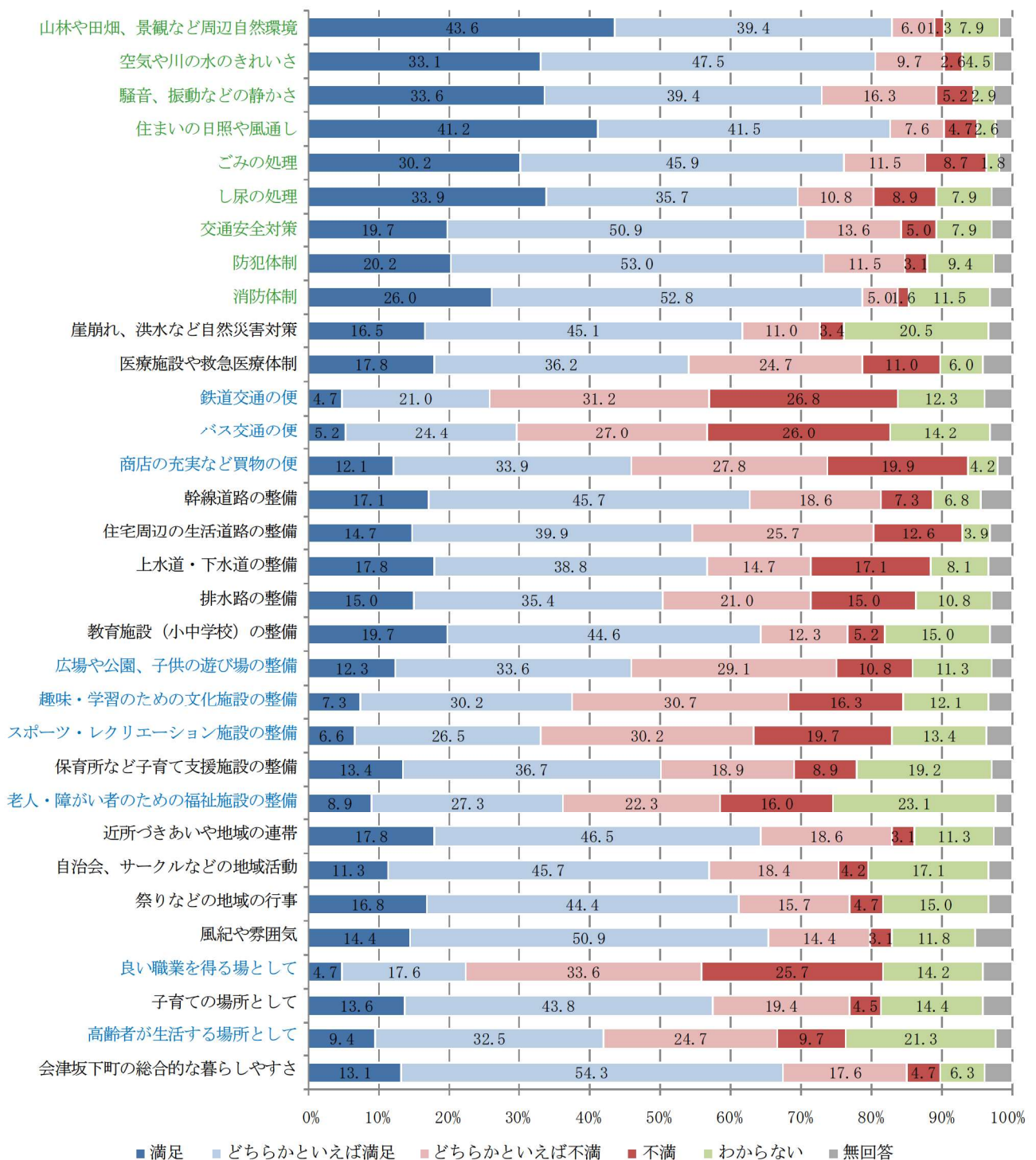


2. 地域の環境評価

「山林や田畑、景観などの周辺自然環境」「空気や川の水のきれいさ」「騒音、振動などの静かさ」「住まいの日照や風通し」「ごみの処理」「し尿の処理」「交通安全対策」「防犯体制」「消防体制」に対しては満足とする傾向が高く、『快適さ』『衛生』『安全』に関する環境が評価される結果となっています。

一方、不満とする傾向が見られるものは、「良い職業を得る場として」「バス・鉄道の交通の便」「商店の充実など買物の便」「広場や公園、子供の遊び場の整備」「趣味・学習のための文化施設の整備」「スポーツ・レクリエーション施設の整備」「老人・障がい者のための福祉施設の整備」「高齢者が生活する場所として」となっています。

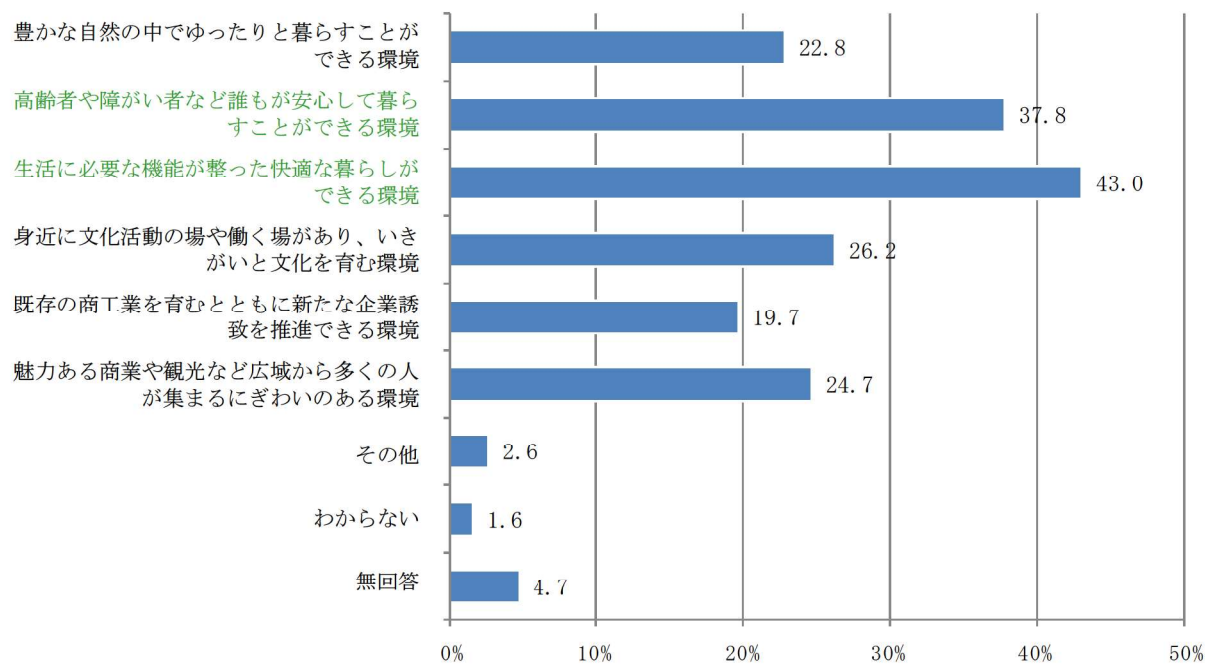
本町での生活を取り巻く環境の総合的な評価については、7割弱の人が「満足している・どちらかと言えば満足」としています。



3. 将来のまちづくりの方向性

将来のまちづくりの方向性については、「生活に必要な機能が整った快適な暮らしができる環境」が4割強、「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境」が4割弱から回答を得ています。また、その他の方向性は2割前後から回答を得ています。

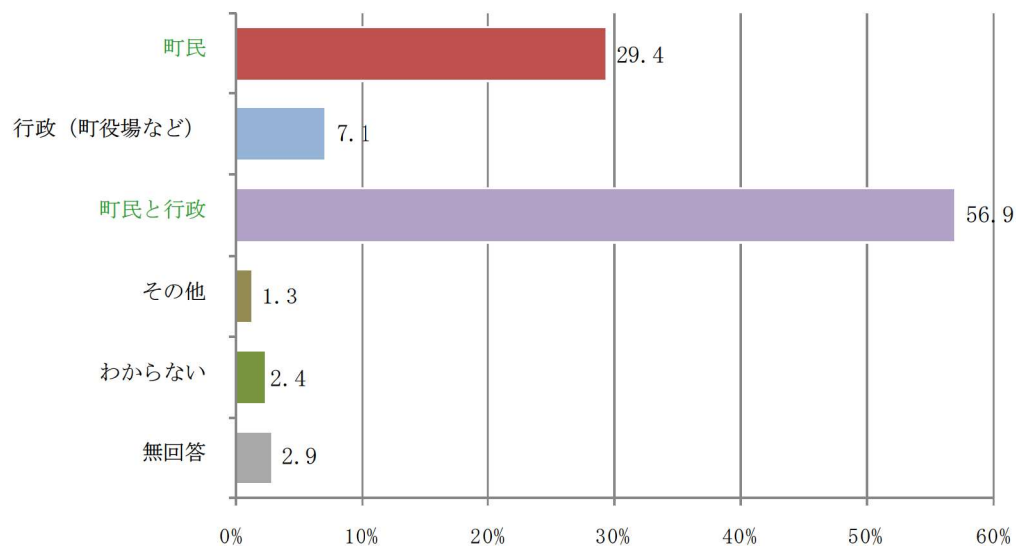
総じて、今後とも住み続けていくために必要な居住環境を基本として、ゆとり、活力など幅広い機能育成が求められていることが分かります。



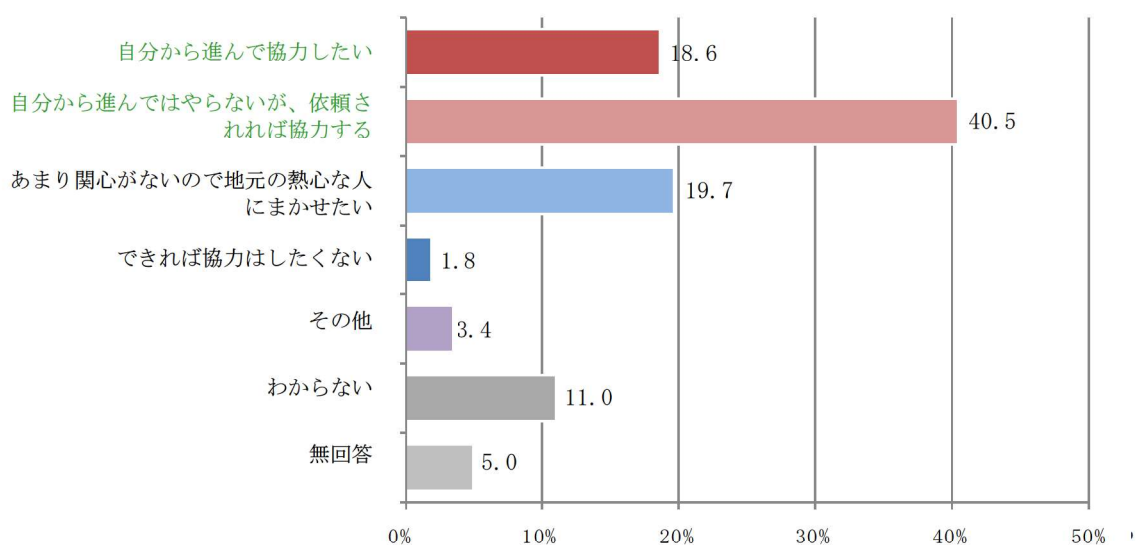
(※ 2 つ以内で回答を求めているため、合計すると100%を超えています。)

4. まちづくりの担い手とまちづくりへの協力意向

まちづくりの担い手について、「町民」「町民と行政」と答えた人が9割弱と多く、まちづくりの担い手としての意識が高いこと、行政と町民のパートナーシップの重要性が認識されつつあることが分かります。



まちづくりへの協力意向のある人（「自分から進んで協力したい」「自分から進んではやらないが、依頼されれば協力する」と回答した人）は6割弱を占めており、積極的な意識が見られます。



第3章 まちづくりの総合的な課題

第1節 まちづくりに係る主要な動向への対応

1. 社会構造の変化への対応

全国的な動向と同様、本町においても少子・高齢化が進んでおり、このまま推移すれば、急激な都市社会の縮小（人口減少）と構成の変化（超高齢化）が都市活力の低下を招くこととなります。

そのため、将来の超高齢社会・成熟社会にソフトランディングするために「高齢社会・成熟社会を前提とした、安心して暮らすことのできる都市環境・社会システムを構築する」とともに、「若年～中年層の流出を抑制し、人口の急速な減少、高齢化に歯止めをかける」「定住人口の量や構成に頼らず、住民の活動量、訪れる人々との交流の量を増やす」こと等により、人口の減少と高齢化による都市活力の停滞を抑止していくことが必要とされています。

2. 時代の潮流変化への的確な対応

本町が将来にわたって豊かに安心して暮らしていけるまちとして持続的に発展していくためには、現在の良い所を活かし、悪い所を改善するという個別課題に対応していくことはもちろん、時代の変化や広域的な動向に適切に対応することが重要となります。

（1）意識の多様化・成熟化

余暇時間の拡大、高学歴化等を背景として、合理性や効率性に重点を置く価値観から、自然との調和、人とのふれあい、地域文化・歴史の再認識等、心の豊かさを求める価値観へと変化しつつあり、様々な自己実現の機会の創出、各種の活動の場の整備等が求められています。

本町の豊かな生活を支えてきた自然や農地、歴史文化資源は、かけがえのない貴重な財産です。これらを後世に伝えていくため、その価値を改めて評価するとともに大切に守り育てていくことが求められます。

（2）少子・高齢化の進行

平均寿命の伸びに加えて、晩婚化、女性の社会参加等に伴う出生率の低下によって少子化が進み、先進諸国の中では類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、全国的にも人口は減少局面に入っています。

少子・高齢化に適切に対応できる環境やシステムを整え、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる社会を形成していくことが求められています。加えて、人口減少によって生じると考えられる空き家や空き地を把握し、適切な利用を促進することも求められます。

（３）地球環境問題

大量にモノを生産し、それを消費し、利用可能なものまでも含めてゴミとして廃棄する現代社会は、資源の枯渇、土壌・水・大気の汚染やゴミ問題等を発生させています。

また、開発途上地域では、人口の急増や経済活動水準の上昇により自然生態系のバランスが崩れ、温暖化や砂漠化等、地球規模の環境問題が顕在化しています。

本町には先人達によって受け継がれてきた豊かな自然が残されていますが、私たちの生活が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近なところから環境に負荷の少ない循環型社会への転換に取り組んでいくことやコンパクトな都市づくりが求められます。

（４）産業構造の変化

技術革新等により、製造業の高度化、サービス化等が進み、更には情報化に対応して情報の産業化が進展する等、産業構造の高度化が進展しています。また、農業についても、農産物の輸入自由化、農業経営主体の多様化の動き等、環境は大きく変化しています。

これまでの重厚長大型の基幹産業から新規・成長市場群に関連する時代に対応した産業への転換、農業・製造業・流通業・サービス業等の相互乗り入れ、新しい市場分野における業種・業態の枠を越えた企業連携等、新たな取り組みが必要とされています。

（５）都市活動の広域化

交通、通信の高速化、高度化に伴い、都市活動の領域は拡大し、住民や企業の生活圏・経済圏は広域化しつつあります。

広域都市圏を構成するそれぞれの都市が、相互に連携しながら、一体的な地域づくりを進めることが求められています。

（６）地方分権

社会経済や人々の変化に対応して、住民に最も近い地方公共団体が、地域の実情に応じた効率的な行政を行うとともに、地域のことは住民自らが決定し、その責任も分担していくという、地方分権への取り組みが必要とされています。

地域の自律的で効率的な行政を実現していくため、費用対効果による事業優先性評価等により公共投資を行うとともに、町民の協力と参加のもとでまちづくりを進めることが求められています。

（７）防災性の強化

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方や関東地方の太平洋沿岸部に大きな被害をもたらしました。

本町には豊かな農地や森林が広がっていますが、市街地部は比較的密度の高い市街地となっており、地震発生による被害を最小限に抑えるため、都市における安全性の強化、防災に配慮した都市づくりが必要です。

第2節 総合的なまちづくりの課題

以上の「まちづくりに係る主要な動向への対応」という普遍的な課題を基本として、「会津坂下町の都市の現況」を勘案すれば、本町の総合的なまちづくりの課題は次のように考えられます。

1. 安心、快適に暮らし続けられる居住環境を整える

本町では人口の減少と高齢化の進展が続いていますが、町民の8割弱が「わがまちとして愛着がある」、7割強が「会津坂下町に住み続けたい」としています。また、今後とも住み続けていくために必要な居住環境を基本として、ゆとり、活力など幅広い機能育成が求められています。

子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが安心して快適に暮らし続けることのできるバリアフリーで生活に必要な機能が整った都市環境を整備するとともに、災害に強いまちづくりを進める等、生活の場としての環境を向上させていくことが課題です。

- ・ 高齢化に対応した人にやさしいまちづくり
- ・ 子育てしやすい環境や仕組みづくり
- ・ 互いに助け合う地域の住民活動の基盤づくり
- ・ 保健・医療・福祉拠点の機能強化
- ・ 生活拠点の機能強化
- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ 雪に強いまちづくり
- ・ ゆとりと潤いのある都市環境づくり
- ・ 空き家対策等の強化

等

2. まちの活力を維持し、発展させる

本町は近隣市町村の就業の場としての性格を持っていますが、産業規模は縮小傾向にあり、人口の減少と高齢化の進展とあいまって、都市活力の低下が危惧されます。このような状況に対して、「既存商工業」を育成し「新たな企業誘致」を進め「働く場」や「広域から多くの人が集まる環境」を整えることが望まれています。

恵まれた交通条件や自然・歴史文化資源、都市的集積を活かして産業活動や人々の交流を活発にし、まちの活力を育成していくことが課題です。

- ・ 広域的な交通基盤を活かした産業の盛んなまちづくり
- ・ 自然・歴史文化資源を活かした多くの人が訪れるまちづくり
- ・ 人の集まる賑わいのまちづくり
- ・ 広域的な結びつきの強化

等

3. 豊かな歴史文化・自然環境を守り、生活の基盤として活かす

本町には豊かな自然環境が残されており、高い満足度が示されています。加えて、古くから人が定住し、越後街道の宿場町であったことなどから、多くの歴史資源が残されています。

本町の大切な財産である歴史文化資源や水と緑、農地を保全し、まちづくりに活かしていくことが課題です。

- ・ 歴史文化資源の保全・活用
- ・ 農地・森林の保全・活用
- ・ 河川環境の保全・活用

等

4. 住民参加のまちづくりを進める

人口の減少・高齢化の進展、産業活動の停滞等に対応して、都市財政の逼迫が危惧され、これまでと同じように都市基盤整備に投資することは難しい状況にあります。一方、町民のまちづくりへの参加に関連して、まちづくりの担い手は「町民」「町民と行政」との回答が9割弱を占め、協力意向のある人は全体の6割弱を占めています。

本町で居住する住民、活動する民間企業等のまちづくりへの積極的な参加により、豊かで実質的なまちづくりを進めることが課題です。

- ・ まちづくり情報の公開
- ・ 参加システム等の整備
- ・ まちづくり条例等の町独自の取り組み

等

● 会津坂下町の都市の現況とまちづくりの課題

都市の自然と歴史

- ・縄文時代から人が居住
- ・越後街道と沼田街道の分岐点として若松に次ぐ商業都市として発展（江戸）

都市の履歴、沿革〔（ ）内は西暦年〕

- ・坂下町誕生(1877)
- ・河沼郡役所おかれる(1879)
- ・治安裁判所出張所おかれる(1881)
- ・河沼郡立農業高校（現会津農林高等学校）開校(1907)
- ・会津線〔只見線〕開通（1928）
- ・都市計画区域を決定〔1310ha〕(1948)
- ・上水道〔第1次拡張〕事業開始（1949）
- ・会津坂下町誕生（1955）
- ・都市計画道路を決定〔6路線〕(1958)
- ・高郷村の高寺・片門・束松地区を編入(1960)
- ・上水道第2次拡張事業完成(1961)
- ・北裏重要幹線道路〔国道49号〕開通（1964）
- ・西部広域簡易水道給水開始（1965）
- ・中岩田住宅団地落成（1975）
- ・国道49号塔寺バイパス開通(1980)
- ・都市計画区域拡大〔5359ha〕(1982)
- ・坂本工業団地第一期完成(1984)
- ・用途地域決定〔217ha〕(1985)
- ・坂下西第一地区土地区画整理事業開始、上水道〔第5次拡張〕事業開始（1988）
- ・公共下水道〔坂下西処理区〕事業開始、中村街道第一地区土地区画整理事業開始(1990)
- ・農業集落排水〔窪倉処理区〕事業開始（1991）2007年まで他4処理区開始
- ・磐越自動車道猪苗代磐梯高原・会津坂下間開通、坂下東第一地区土地区画整理事業(1992)
- ・坂下西第一地区土地区画整理事業完成（1994）
- ・新用途地域決定〔261ha〕、都市計画区域拡大〔5,685ha〕（1995）
- ・都市計画道路中村街道線「安兵衛通り」開通（1996）
- ・坂下西第二地区土地区画整理事業開始（1998）
- ・公共下水道〔坂下東処理区〕事業開始(1999)
- ・都市計画道路坂下南幹線開通、国道49号坂本バイパス開通(2002)
- ・磐越自動車道新鶴PAスマートIC開設(2005)
- ・都市計画道路坂下南幹線全線開通(2006)
- ・公共下水道〔坂下中央処理区〕事業開始（2009）
- ・道の駅あいづ 湯川・会津坂下開設(2014)

近年の社会経済動向

- ・人口自然減少（出生率の低下）と急速な高齢化
- ・大都市への社会移動の収束と再開
- ・社会経済の国際化
- ・町民活動圏域の広域化
- ・バブル経済崩壊後の経済の低迷
- ・産業構造の変化
- ・意識の多様化・成熟化
- ・町民参加のまちづくり
- ・地方分権、市町村への権限委譲
- ・地方自治体の財政状況の悪化
- ・東北地方太平洋沖地震の発生と安全への関心の高まり

広域圏における会津坂下町の位置づけ

「交通の利便性の高い就業・就学の場ともなっている
バランスのとれた安定したまち」

- ・「会津連環都市ゾーン」の西部地域の中核都市
- ・鉄道駅、高速道路インターチェンジを有し、交通利便性が高い
- ・人口の減少傾向が会津若松市に次いで小さい
- ・高等学校が2校立地している

都市社会、都市環境の現況と動向

社会的状況

- ・人口は、会津坂下町誕生以降減少傾向が続くが、減少率は周辺市町に比べ小さい。
- ・65歳以上の人口の占める割合が3割程度を占めている。
- ・就業者は1,000人の転出超過となっているが、市町村別に見ると会津若松市に対しては1,300人の転出超過であり、その他の近隣市町村に対しては転入超過となっている。町内常住者の約60%が会津坂下町内で就業している。
- ・稲作を中心とした農業経営がなされており、農家1戸当たりの生産農業所得は県平均の1.3倍。農家の減少、従業者の高齢化が進んでいる。
- ・生産用機械器具製造業に加えて食料品や飲料の製造業等が中心であり、製造品出荷額等は減少傾向にある。
- ・最寄り品中心の小売業が中心。年間販売額は減少傾向にあり、人口一人当たりの販売額は県平均の水準にある。

土地利用、都市整備状況

- ・町全域（9,159ha）の6割が都市計画区域（5,685ha）であり、その内の約5%（261.1ha）に用途地域が指定されている。
- ・用途地域以外は農業振興地域、国有林、地域森林計画対象民有林が、それぞれ8,091ha、589ha、2,449ha指定されている。
- ・森林（約33%）、農地（約38%）等の自然的土地利用が全体の8割弱を占めている。
- ・坂下地区に密集した市街地が形成されている。
- ・4箇所、約81haで土地区画整理事業が実施済または実施中となっている。
- ・坂本工業団地が造成済となっている。
- ・空き家が増加傾向にあり、その割合が1割弱となっている。

歴史環境、自然環境

- ・亀ヶ森古墳、鎮守森古墳等
- ・恵隆寺観音堂、木造千手観音立像等
- ・阿賀川、只見川、旧宮川、宮川等

上位計画・関連計画の展開

（広域計画）

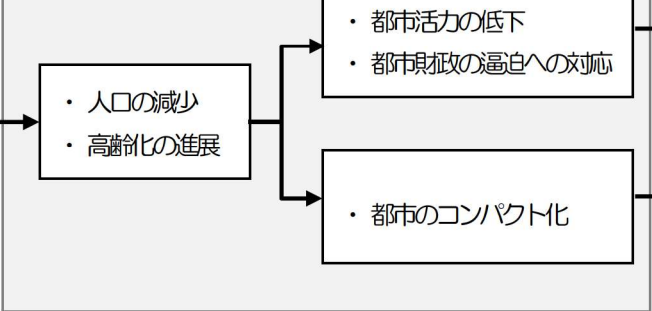
「国土形成計画」「東北圏広域地方計画」「福島新生プラン」「福島県土地利用基本計画」「福島県国土利用計画（第五次）」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

（町行政計画）

『第五次会津坂下町振興計画・後期基本計画』 好き！すき！ばんげ！ ～2万人への挑戦～

- ・生き活き元気なばんげまち：元気な人づくりプロジェクト（自立・自助・共助で夢・希望・生きがいを持つまち）
- ・生涯「安住、安活、安育」のまち：0～100安心プロジェクト（年代循環型社会「生活」の構築）
- ・人が真ん中 ちょっと便利な田舎町：田舎力再生プロジェクト（人との交流の広がりによる田舎力の再生）
- ・あったか～い絆を結ぶおらがまち：あったか絆プロジェクト（新しいコミュニティの形成と成長）

社会構造の変化



町民意向

（地域の環境評価）

- ・『自然環境』『住環境』に対する満足度が高い。『公共交通などの生活インフラ』『良い職業を得る場』については、満足度は低い。
- ・総合的には、7割弱の人が「満足・どちらかといえば満足」としている。

（愛着・居住継続意向）

- ・8割弱の人が「わかまちとして愛着がある」、7割強の人が「会津坂下町に住み続けたい」としている。

（目標実現に向けた環境整備の方向性）

- ・「生活に必要な機能が整った快適な暮らしができる環境」が4割強、「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境」が4割弱を占めている。また、その他の方向性は2割前後を占めている。
- ・総じて、今後とも住み続けていくために必要な居住環境を基本として、ゆとり、活力など幅広い機能育成が求められている。

（まちづくりへの参加意向等）

- ・まちづくりの担い手は「町民」「町民と行政」との回答が9割弱を占めている。
- ・協力意向のある人は全体の6割弱を占める。

総合的なまちづくりの課題

「安心、快適に暮らし続けられる
居住環境を整える」

- ・子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが安心して快適に暮らし続けることのできるバリアフリーで生活に必要な機能が整った都市環境を整備するとともに、災害に強いまちづくりを進める等、生活の場としての環境を向上させていく。

「まちの活力を維持し、発展させる」

- ・恵まれた交通条件や自然・歴史文化資源、都市的集積を活かして産業活動や人々の交流を活発にし、まちの活力を育成していく。

「豊かな歴史文化・自然環境を守り、
生活の基盤として活かす」

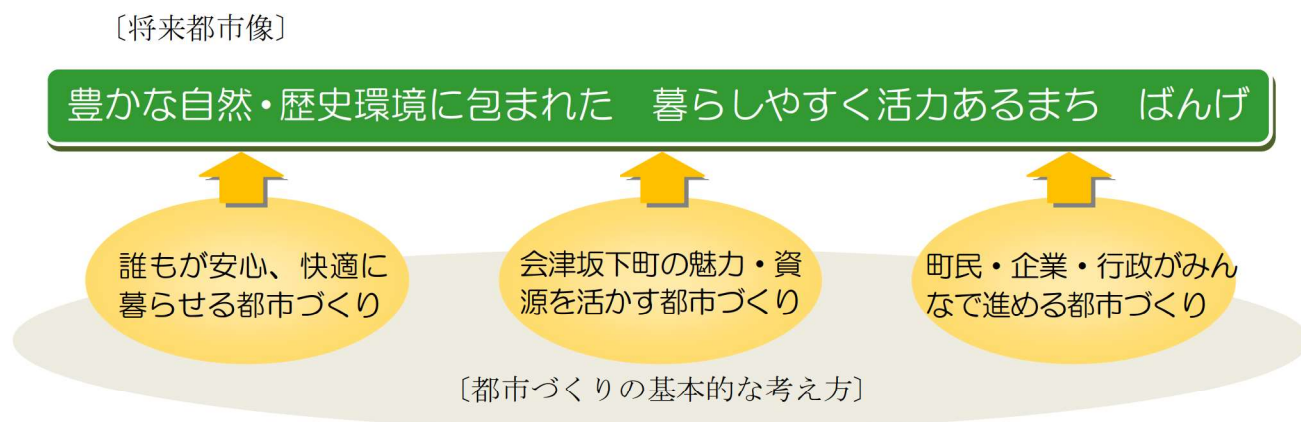
- ・会津坂下町の大切な財産である歴史文化資源や水と緑、農地を保全し、まちづくりに活かしていく。

「住民参加のまちづくりを進める」

- ・会津坂下町で居住する住民、活動する民間企業等のまちづくりへの積極的な参加により、豊かで实际的なまちづくりを進める。

第4章 都市づくりの目標

第1節 将来都市像と都市づくりの基本的な考え方



1. 将来都市像

第五次会津坂下町振興計画では、町の将来像を「好き！好き！ばんげ！～2万人への挑戦～」としています。

この将来像には、「町民みんなが会津坂下町を好きになるようなまちづくりを進めること」「町に住み続けたい・移り住みたいと思えるような魅力と活力を育成していくこと」が重要であり、これらを「みんなで実現していきたい」という意味が込められています。

このような方向性は、総合的なまちづくりの課題と合致するものであり、“町民の豊かで安全・安心な生活を実現すること”を都市づくりの目標とすることが望ましいと考えられます。

そこで、

**「豊かな自然・歴史環境に包まれた
暮らしやすく活力あるまち ばんげ」**

を、会津坂下町都市計画マスタープランにおける将来都市像として掲げます。

2. 都市づくりの基本的な考え方

1に示す都市像を実現するため、次を都市づくりの施策展開の基本とします。

（1）誰もが安心、快適に暮らせる都市づくり

人口の減少、高齢化の進展等、社会構造が大きく変化しつつあります。このような変化に対応して、高齢化社会においても住み続けていくために必要な居住環境を形成していくことが強く求められています。

公園・緑地の整備、良好な住宅地・住環境の整備、地震等の災害に強い都市環境の整備、潤いや環境に配慮した都市づくり等の取り組みにより、子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが安心して、快適に暮らすことのできる都市づくりを進めていきます。

（２）会津坂下町の魅力・資源を活かす都市づくり

本町は、身近な山、川といった良好な自然、古くからの歴史、商業、業務、教育文化機能等、先人が守り育んできた都市づくりの資源が数多くあります。また、交通条件にも恵まれています。

自然的な土地利用と都市的な土地利用が調和した適切な土地利用の誘導、広域的な連携を強化する交通体系整備、潤いのある都市づくり等の取り組みにより、このような都市の魅力・資源等をうまく活用し、特色ある都市づくりを進めるとともに、都市の魅力を広域的に発信していきます。

（３）町民・企業・行政がみんなで進める都市づくり

多様なニーズに応えたきめ細かな都市づくりは、行政だけではできません。都市づくりのさまざまな段階（計画、整備、管理・運営）において、町民、企業の参画が不可欠です。

まちづくりへの町民参加を推進する仕組みづくり等により、町民、企業、行政が共に手を携えて都市づくりを進めていきます。

第2節 人口の目標

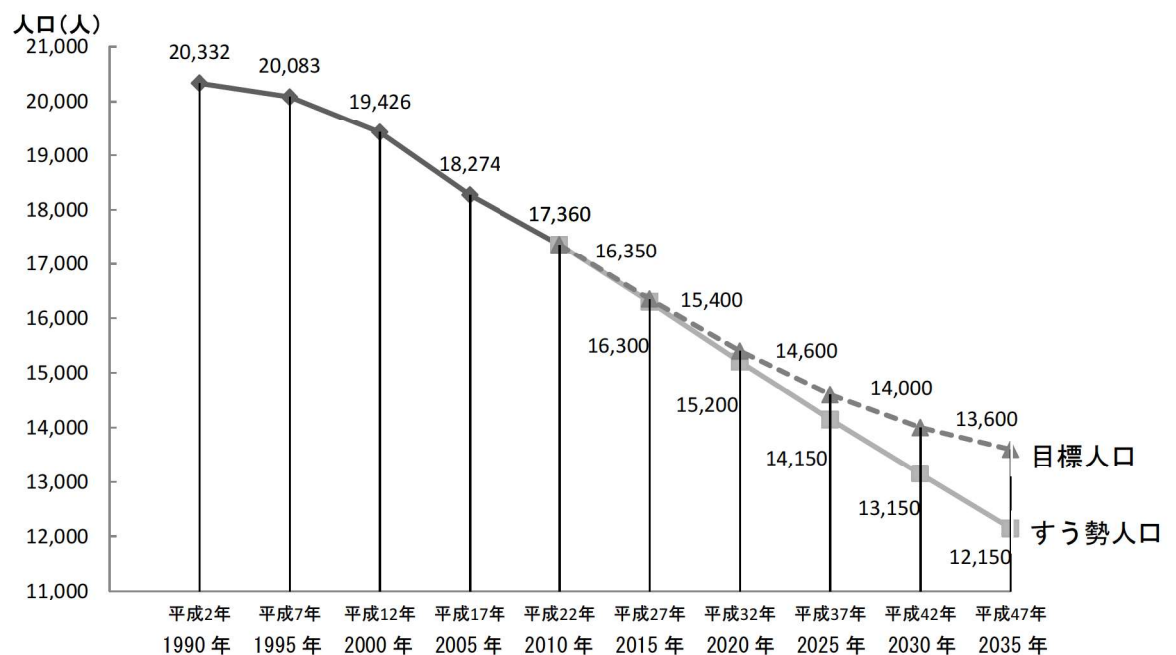
平成17年（2005年）から平成22年（2010年）の間の社会移動傾向が将来にわたって続いた場合、会津坂下町都市計画マスタープランの目標年次である平成47年（2035年）までには約12,150人程度に人口が減少することが推計されます。〔すう勢人口〕

また、このすう勢人口に、社会移動傾向の改善等による増加を加えると、平成47年（2035年）には約13,600人程度になると想定されます。〔目標人口〕

今後の人口動向を見通すことは難しい状況にあることから、人口の減少を抑えるための取り組みを更に増強することで、できるだけこの目標に近づけていくことを目指します。

● 将来人口

年 次	すう勢人口	目標人口
平成22年（2010年）	17,360	17,360
平成27年（2015年）	16,300	16,350
平成32年（2020年）	15,200	15,400
平成37年（2025年）	14,150	14,600
平成42年（2030年）	13,150	14,000
平成47年（2035年）	12,150	13,600



以上から、会津坂下町都市計画マスタープランの中間目標年次及び目標年次の人口を想定します。

中間目標年次—平成37年（2025年）：14,150人～14,600人

目 標 年 次—平成47年（2035年）：12,150人～13,600人

第3節 将来都市構造

1. 土地利用の枠組み

本町の地形は東西で大きく異なり、東側は大小河川の堆積作用により形成された沖積平野、西側は丘陵性の会津盆地西縁山地と只見川が形成した河岸段丘となっています。

この地形条件は、土地利用の枠組みを規定し、これまでの本町の良い環境を支えてきた基礎的な財産であり、今後ともこの条件を活かし守っていく必要があります。

〔沖積平野〕

広大な平野は、集落地、中心市街地及び農地として利用され、生活と産業活動の中心的な場所となっています。

今後とも、都市的な土地利用と自然的な土地利用との調和を図りながら、生活や産業活動の基盤として適切な利用を図っていきます。

特に、本町の中心市街地は越後街道の宿駅として栄え、現在にあっても商業や業務施設が集積するとともに多くの町民が居住するコンパクトな市街地となっています。

人口の減少・高齢化の進展や環境問題に適切に対応するとともに、都市の活力を強化するため、これらの集積と市街地のコンパクトな構造を維持・発展させていきます。

〔丘陵・河岸段丘〕

沖積平野の西側に広がる豊かな森林は、町土・自然環境の保全、水源かん養、保健・休養、レクリエーション等の公益的機能、木材生産などの経済的機能を併せ持つなど、多様な役割を果たしています。また、平野部との境界部の緑は、本町の特徴を示す環境資源にもなっています。

河岸段丘部は、集落、農地として、また高速道路インターチェンジ周辺では工業地として活用されています。

自然と共生した都市を目指し、今後ともこれらの貴重な資源の保全と適正な管理・活用を進め、その機能を維持・強化していきます。

2. 交流や活動の拠点

次のような交流や活動の拠点を配置し、育成していきます。

〔生活の拠点〕

中心拠点

町役場等の公共公益施設や商業施設が立地する（都）市中線、（都）駅前線及びその周辺を中心拠点として位置づけ、公共公益機能及び商業業務機能の強化、歩道環境の整備、景観整備等を進めます。

地域拠点

生活圏のまとまりに対応して、地域住民の生活と地域間交流を支える生活拠点を位置づけ、身近な生活利便施設や公共公益機能の維持・集約等に努めます。

- 若宮地区、金上地区、広瀬地区、川西地区、八幡地区、高寺地区の各コミュニティセンター周辺

〔交流拠点〕

商業交流拠点

中心拠点に隣接する（都）坂下北幹線沿道や「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」を、商業交流拠点として位置づけ、商業施設の利用拡大、商業施設の誘致等に努めます。

文化・交流拠点

里山のアトリエや小学校跡等を文化・交流拠点として位置づけ、利用しやすい環境を整備します。

スポーツ・レクリエーション拠点

町民の体力の維持強化や競技活動のできる施設、イベント・レクリエーションのできる施設等を、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、その環境の維持・強化等に努めます。

- ばんげひがし公園、鶴沼緑地公園周辺
- 見明山周辺（会津自然の家、塔寺山いこいの森公園、教育の森等）

歴史の拠点

史跡や名所・建造物等の歴史的・文化的遺産の周辺を歴史と文化を伝えるとともに観光交流を支える歴史の拠点として位置づけ、景観整備や利用しやすい駐車場・休憩所・案内板等の環境整備や文化財保護等に努めます。

〔工業拠点〕

整備済みの工業用地である第一坂本工業団地の操業環境の保全に努めるとともに、新たな工業基盤の整備を検討します。

〔医療・福祉拠点〕

新たな総合病院を災害時にも機能する医療・福祉の拠点として位置づけ、良好な環境の整備と保全を図ります。

〔交通の拠点〕

磐越自動車道会津坂下インターチェンジ、同新鶴スマートインターチェンジ周辺を交通の拠点として位置づけ、高速自動車交通の利用環境の向上等に努めます。

3. 都市の軸

次のような都市の軸を配置し、軸の機能を強化していきます。

〔交通軸〕

広域交通軸

本町と周辺の主要な都市を連絡する国道、主要地方道等を広域交通軸として位置づけ、その機能の維持・強化を目指します。

- 磐越自動車道
- 国道49号、国道252号
- (主) 喜多方会津坂下線、(主) 会津坂下会津高田線、(主) 会津坂下河東線

都市交通軸

交流や活動の拠点を支え、都市の骨格を形成する主要な都市幹線道路を都市交通軸として位置づけ、その機能の維持・強化を目指します。

- (主) 塩川山都線、(一) 熱塩加納会津坂下線、(都) 坂下南幹線、(町) 坂下束原線
- (主) 会津坂下会津本郷線、(町) 阿賀川線、(町) 宇内沼越線
- (一) 会津坂下塩川線
- (一) 赤留塔寺線
- (主) 会津坂下山都線、(一) 上郷舟渡線
- (一) 山都柳津線、(一) 別舟渡線
- (町) 水原線
- (町) 勝大線
- (町) 寿の宮線 他

※道路名称の前の(主) (一) (都) (町) は、それぞれ、(主)：主要地方道、(一)：一般県道、(都)：都市計画道路、(町)：町道の道路種別を示している。

〔中心拠点軸〕

(都) 市中線、(都) 坂下牛沢線の沿道を中心拠点軸として位置づけ、中心拠点を支える機能と環境育成を誘導します。

〔国道沿道広域都市軸〕

国道49号の沿道を国道沿道広域都市軸として位置づけ、適正な都市機能の誘導を目指します。

〔歴史の軸〕

歴史的なまち並みを残す塔寺・気多宮地区、会津まほろば街道((一) 赤留塔寺線、(町) 塔寺宇内線)沿道地区、束松峠((一) 別舟渡線)沿道地区は、歴史的な沿道の景観整備や散策しやすい歩行環境の育成を目指します。

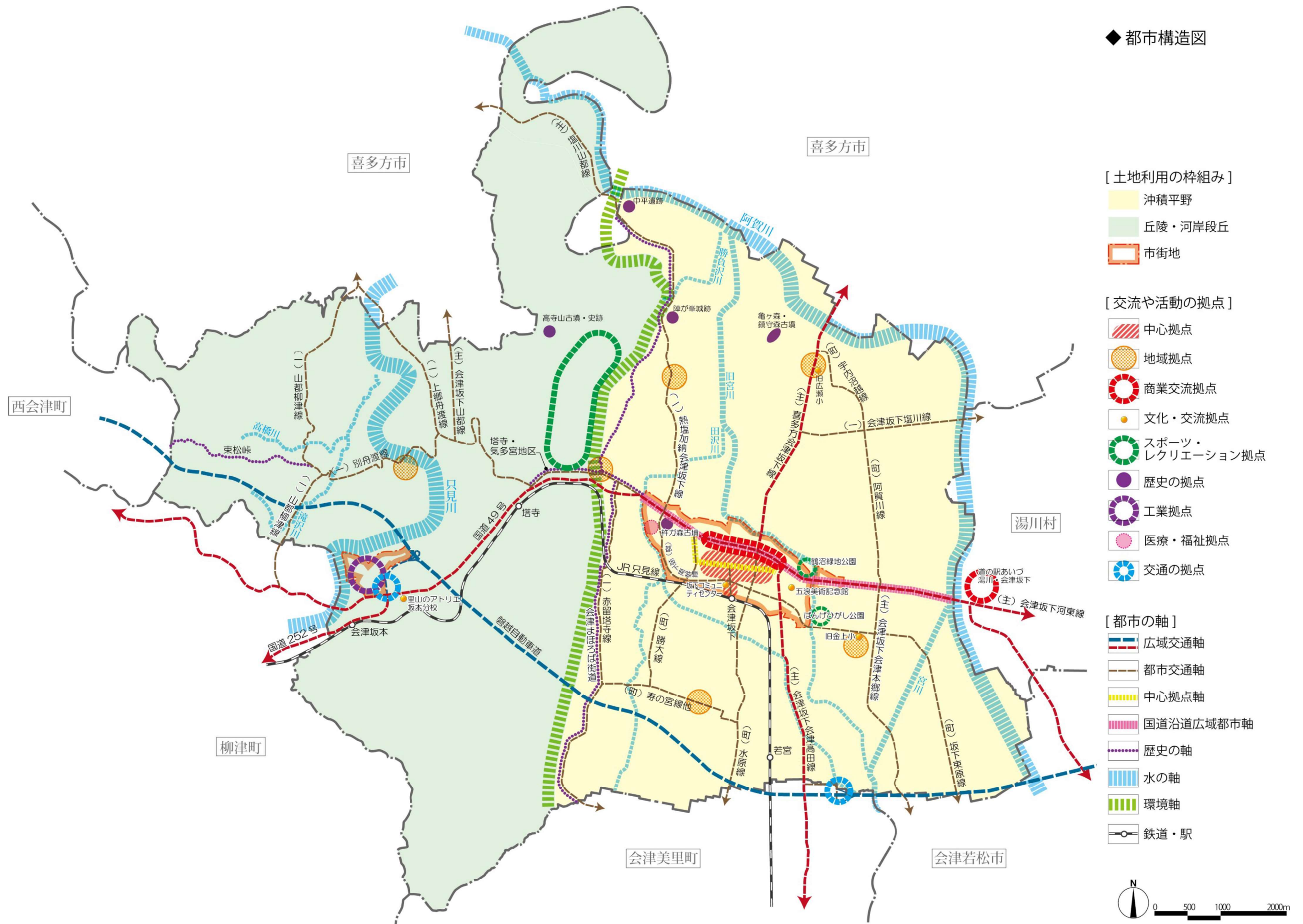
〔水の軸〕

阿賀川、宮川、旧宮川や只見川等の河川を水の軸として位置づけ、河川環境の保全、親水化等により、水を活かした景観と交流の場の育成を目指します。

〔環境軸〕

平坦地と丘陵地の境界部の古墳等も包蔵する緑地を環境軸として位置づけ、緑地の保全・管理や歩行ルートの整備に努めます。

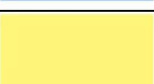
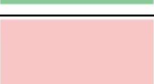
◆ 都市構造図



第5章 都市づくりの基本方針

第1節 土地利用の方針

本町の豊かな自然環境と古くからの都市的な機能が集積し調和する土地利用の枠組みを基本として、目標となる土地利用を次のように区分、配置し、適切な土地利用誘導施策によりその実現を図ります。

〔土地利用の区分〕			〔主なねらい〕	
都市的土地利用地	①中心商業業務地		→	中心市街地の活性化
	②近隣商業地			
	③幹線道路沿道地		→	沿道の流通業務・沿道サービス施設の立地誘導
	④工業地		→	工業機能の維持・増進
	⑤複合住宅地		→	既存住宅地の住環境の改善
	⑥専用住宅地		→	ゆとりある良好な住宅地の形成
	⑦医療・福祉関連市街地		→	新たな機能・活力の育成
	⑧土地活用検討地			
集落地、農地、森林	①集落地		→	優良農地及び集落環境の維持・保全
	②農地			
	③森林		→	良好な緑地や水辺の保全・活用
その他	①一団の公園・緑地等		→	
	②水面・河川・水路		→	

（１）都市的土地利用地

① 中心商業業務地

中心拠点の（都）市中線沿道の一部及び（都）坂下北幹線沿道等の商業施設が立地している商業交流拠点の一部を、都市の中心となる中心商業業務地に位置づけます。

前者は商業・飲食・業務施設と高齢者を含む多様な人々が暮らす住宅が共存する商業地として、その環境の維持・改善を誘導します。

後者は、現在の中規模な商業施設が立地する商業環境の維持・改善を誘導します。

② 近隣商業地

中心商業業務地の隣接地を、近隣商業地として位置づけます。

隣接する住宅地に影響を与えない近隣性の商業地として、地区の生活利便に供するサービス・商業施設等の立地を誘導します。

③ 幹線道路沿道地

国道49号沿道の国道沿道広域都市軸を、幹線道路沿道地として位置づけます。

現用途地域内は、沿道周辺の住宅地の環境に配慮しつつ、適正な流通業務・沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

現用途地域外（白地地域）は、農業地域における開発を抑制するため、農家住宅、農家関連施設、流通業務・沿道サービス施設以外の施設の立地制限を検討します。

④ 工業地

工業拠点と国道沿道の字館ノ下の一部及び現用途地域外の大字塔寺字経塚・大字片門字仲ノ坂の復興産業集積区域を工業地として位置づけます。

前者は、工業団地の既存の環境の維持を図るとともに、一団の空閑地の都市基盤の整備と適正な機能立地を誘導します。

後者は、既存の工業環境の維持と隣接地の環境との調和を誘導します。

⑤ 複合住宅地

中心商業業務地に隣接する住宅地、（都）坂下南幹線・（都）坂下羽林線沿いを複合住宅地として位置づけます。

建築物の適正な建築誘導や都市基盤の整備により、住宅及び住環境を悪化させない施設が共存する土地利用を誘導します。

なお、一団の空閑地である上口地区については、土地区画整理事業等による計画的な開発が明らかになった段階で、土地の適切な有効利用を図るため、容積率等の変更を検討します。

⑥ 専用住宅地

現用途地域内のその他の都市的土地利用地は、専用住宅地として位置づけ、道路、公園等の整った快適な住環境の整備と戸建ての専用住宅を中心とする土地利用を誘導します。

⑦ 医療・福祉関連市街地

既存市街地と栗村堰間の柳田地区を、民間開発を主とした総合病院とこれに関連する機能から成る医療・福祉関連市街地として位置づけ、都市基盤の整備と適正な土地利用を誘導します。

⑧ 土地活用検討地

旧宮川と（町）坂下束原線間の地区及び大字羽林字沢ノ目の一部を土地活用検討地として位置づけます。民間開発が予想され、土地利用のコントロールが必要なため、近隣の土地利用動向を見極めながら合理的な土地利用のあり方について検討します。

(2) 集落地、農地、森林

① 集落地

市街地外の集落を集落地として位置づけ、農業生産機能との調和を図りながら、生活の多様化や高齢化に対応した生活環境の改善整備を進めます。

② 農地

東部の一団の水田や西部の丘陵部の一団の畑は、農業生産空間として農業基盤の整備・農地の集約や耕作放棄地の解消を進めます。

③ 森林

森林は環境形成資源であり、加えて土砂災害の抑制、水資源のかん養等多様な機能を有しており、山林や里山の荒廃を防止しその環境の保全・活用に努めるとともに、森林レクリエーション的利用を図ります。

(3) その他

① 一団の公園・緑地等

既存のばんげひがし公園、鶴沼緑地公園等の規模の大きな公園や緑地等の環境保全と機能強化を進めます。

② 水面・河川・水路

阿賀川、旧宮川、宮川、只見川その他の河川等については、水質の浄化や環境の美化、水辺沿いにおける歩行空間や親水公園の整備保全等により、住民が水と親しむことのできる環境づくりに努めます。

第2節 交通体系整備の方針

1. 自動車交通に対応した道路ネットワークの整備

自動車交通を支える道路を次のように計画し、その未整備区間の整備、必要な交差点改良等や適切な維持・管理により、その機能の維持・強化を目指します。また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき計画的な修繕・架替え・管理を目指します。

(1) 自動車専用道路

磐越自動車道を位置づけます。

(2) 広域幹線道路

本町と広域とを結ぶ道路を広域的な自動車交通に対応する広域幹線道路として位置づけます。

- 国道49号
- 国道252号
- (主) 喜多方会津坂下線
- (主) 会津坂下会津高田線

(3) 都市幹線道路

① 主要な都市幹線道路

広域幹線道路に次ぐサービス圏域を有する道路及び市街地の骨格を形成する以下の路線を主要な都市幹線道路として位置づけます。

- (都) 坂下南幹線、(町) 坂下束原線
- (主) 会津坂下山都線、(主) 塩川山都線、(一) 熱塩加納会津坂下線、(一) 赤留塔寺線

② 都市幹線道路

市街地内にあって広域幹線道路、主要な都市幹線道路と連携して、自動車交通の円滑な処理を行う道路及び主要な集落等を結ぶ道路を都市幹線道路として位置づけます。

- (都) 駅前線、(都) 市中線、(都) 坂下牛沢線、(都) 坂下喜多方線
- (主) 会津坂下会津本郷線、(町) 阿賀川線、(町) 宇内沼越線、(一) 会津坂下塩川線、(一) 上郷舟渡線、(一) 山都柳津線、(一) 別舟渡線、(町) 水原線、(町) 勝大線、(町) 寿の宮線、(町) 樋渡線、(町) 大江南線、(町) 和泉・平井線、(町) 和泉村北線、(町) 和泉2号線

(4) 地区生活幹線道路

(1)～(3)以外の主要な都市計画道路、市街地の環境改善等と連動して最低限必要となる主要な道路等を、都市幹線道路と連絡して地区の生活交通に対応する地区生活幹線道路として位置づけます。また、農村集落部を連絡する主要な道路を位置づけます。

(5) 生活道路

地区生活幹線道路を補う道路や大型の消防自動車等の緊急車両の活動に必要な道路等を、生活道路として位置づけます。

2. 歩行者・自転車交通を支えるネットワークと交通環境の整備

都市幹線道路整備等に合わせ、歩行者の利用を優先する道路を確保するとともに、河川等における緑道や既存道路における歩行者空間とのネットワーク化を通じて、歩行者系道路ネットワークの形成を目指します。また、交通事故に対する安全性の確保に努めます。

(1) 歩行者・自転車交通を支えるネットワーク形成

① 水辺を活かしたネットワーク整備

河川の水辺環境の保全、歩行路・広場等の整備を進め、河川に沿って歩行者・自転車空間を確保していきます。

② 緑や歴史資源を活かしたネットワーク整備

塔寺・気多宮地区、会津まほろば街道、東松峠等の歩行環境や歴史的環境の維持に努めるとともに、これらの緑や歴史資源と触れあいながら散策できる歩行ルートの整備を進めます。

③ 中心市街地のネットワーク整備等

中心拠点において、建物のセットバックや交通規制等の手法も活用して、多様な歩行者空間の創出に努めます。また、歩道については、段差の解消や誘導ブロック等の適切な整備に取り組みます。

(2) 交通事故に対する安全性の確保

歩行者、自転車の安全性の確保、快適な買い物空間の確保を図るため、通学路や商店街等を中心として、交通安全施設の整備や交通規制等により安全な交通環境の整備を進めます。

3. 公共交通の整備

高齢化する地域社会の生活交通手段を確保し、誰もが安全・快適にまちに出ることができるよう、鉄道及び路線バスの機能強化と交通結節点の機能強化に努めるとともに、そのことにより、公共交通の利用を増進し、都市交通の維持、充実を図ります。

(1) 鉄道及び路線バスの機能強化

① 鉄道交通

- ・ JR只見線の運行ダイヤの改善等を促進するとともに、早期全線復旧に向けた取り組みを進めます。また、車いす利用者も使いやすいホーム及び駅周辺環境の整備を促進します。

② バス交通

- ・ 高齢者や子ども等、誰もが安全・快適に中心市街地等に行けるよう、きめ細かな運行の継続・強化を図ります。
- ・ バス交通の快適化、バリアフリー化を実現するため、バス待合所の整備、設置を推進し、あわせて、低床バス・ノンステップバスの導入等を促進します。

(2) 交通結節点の機能の強化

- ・ バス交通との連携を図り、駅とまちなかを結び、駅を起点とした人の流れを形成します。

◆ 土地利用方針図・交通体系整備方針図



第3節 公園・緑地の整備及び緑の保全の方針

1. 公園・緑地の整備

町の歴史文化や自然環境と親しむことのできる公園・緑地の整備を進めるとともに、地区住民に憩いと交流の場を提供する身近な公園やスポーツ施設等を適正に配置・整備します。整備にあたっては、既存公園の適切な維持・修繕、町民のニーズを踏まえた新たな特色のある公園・緑地の整備を推進します。

加えて、ばんげひがし公園のヘリポートの適正な維持や、災害時の活用を考慮した防災機能の充実を図ります。

(1) 歴史文化資源や自然資源を活かした公園・緑地の整備

- 亀ヶ森・鎮守森古墳、陣が峯城跡、中平遺跡、高寺山遺跡等の歴史文化資源を活かした公園の整備を検討・推進します。
- 森林の自然環境を活かした塔寺山いこいの森公園、教育の森等の魅力ある公園・緑地の保全・整備と駐車場設置による利用しやすい環境整備を進めます。

(2) 身近な公園・広場の整備

- 既存の公園は施設等の長寿命化を推進するとともに、遊具や駐車場、トイレ等の改修を含め利用しやすくなるよう、地域住民の参画による計画的な再整備と維持管理を進めます。
- 土地区画整理事業、民間の開発行為等と連携して街区公園等を整備します。
- 商店街では、その環境改善にあわせて主要な交差点の周辺等に、買物にきた人の憩いの場の確保に努めます。
- 道路整備等の基盤整備による残地を、ポケットパーク等として有効に活用します。

(3) スポーツ環境の整備・充実

- 町民体育館、ばんげひがし公園等の既存スポーツ施設の改修・整備を推進します。
- その他、町民のニーズに対応したスポーツ施設の整備を進めます。

(4) 緑のネットワーク形成

- 中心的な公園・緑地、拠点地区を連絡する歩行空間や河川等に沿った遊歩道を整備し、緑の歩行系ネットワークの形成を図ります。

2. 緑の保全・育成

本町の都市構造は、豊かな緑と水が基本となっています。この豊かな緑を保全していくとともに、憩いの場となるオープンスペースとして活用します。また、都市の緑化を進めます。

(1) 緑地の保全と活用

- 豊かな緑を保全・活用するため、憩いの場、自然教育の場等としての活用に取り組むとともに、林道、遊歩道の適切な維持を図ります。
- 里山体験活動等による、森林の適正な管理や、森林環境学習を推進し、住民が森林を守り育てる意識の醸成を図ります。
- 寺や神社の境内に残る緑を、地域の交流の場やシンボルとなる鎮守の森として保全します。

(2) 都市の緑づくり

- コミュニティ施設等の公共施設の緑化や街路樹の適正な整備により、緑豊かな都市環境を形成します。
- 個人の庭づくりや地域単位の緑化、敷地内の緑化等を促進し、花と緑の多い潤いある都市づくりを進めます。

◆ 公園・緑地整備方針図



第4節 河川等の整備及び生活排水処理の方針

1. 河川等の整備

氾濫等により町民生活に影響を及ぼす河川や水路の排水機能を高め、氾濫の防止を図ります。
また、良好な自然環境を残している河川は、その環境の保全と活用に取り組めます。

(1) 河川・水路等の整備による浸水対策

- 出水時に氾濫溢水する危険性がある地域など、整備の必要性の高いものから順次河川改修を進めます。
- 雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うとともに、除草、浚渫等により機能管理に努めます。
- 市街地部については、排水計画を検討・策定し、排水施設の整備を推進します。

(2) 水辺環境の保全と活用

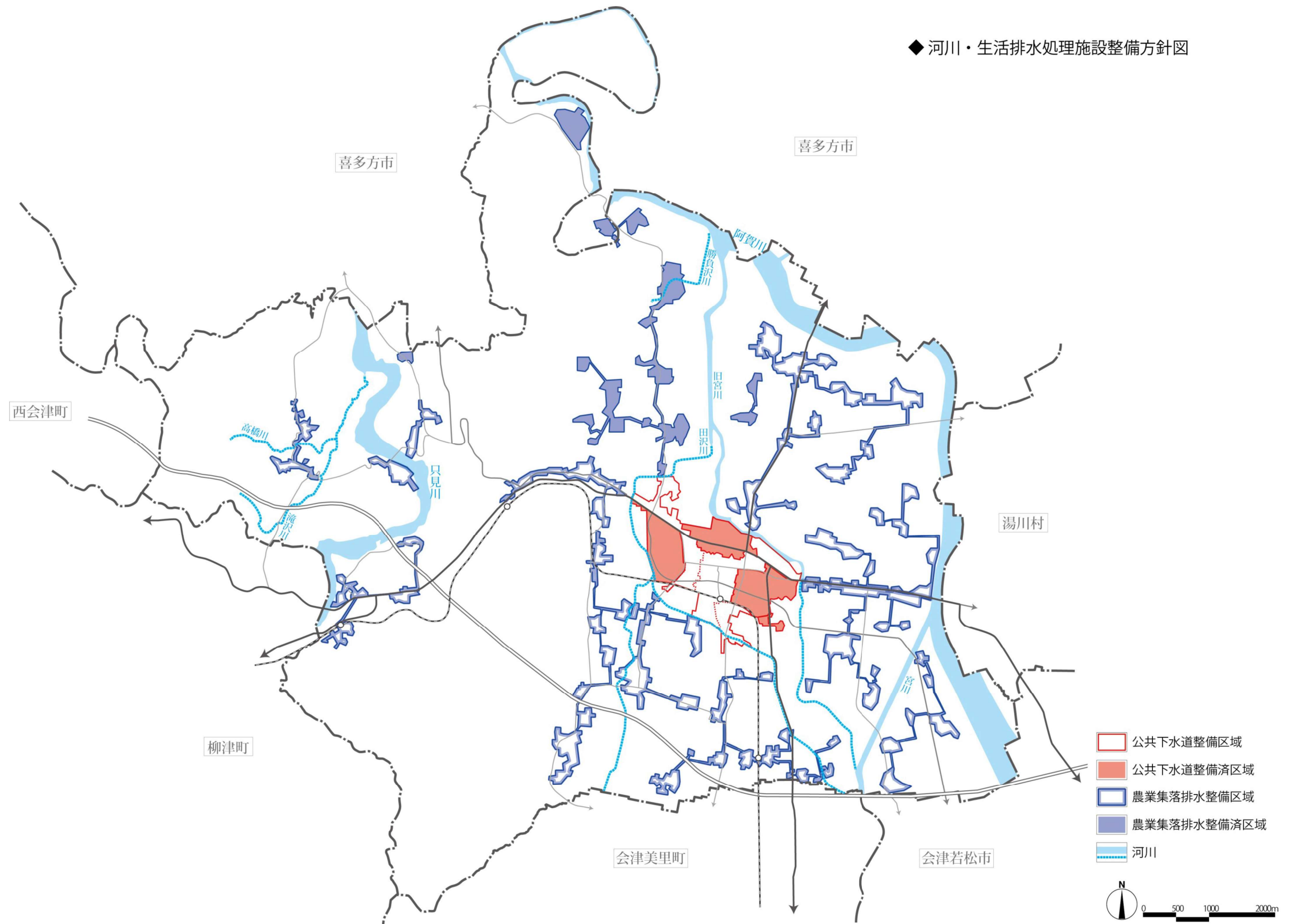
- 自然が残されている河川の改修に際しては、できるだけ生物の生息空間に配慮して自然環境を保全するとともに、水辺を自然体験や環境学習の場として活用します。
- 主要な拠点を結ぶ緑の軸となる河川について、景観整備を含め親水性に配慮した護岸や遊歩道の整備等、環境整備を促進します。

2. 生活排水処理施設の整備

生活様式の多様化と都市環境行政に伴う適切な生活排水対策の基本方針に基づき、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の計画的な設置、整備等を進め、適正な生活排水処理を図ります。

- 公共下水道整備区域は、整備済施設の適正な維持・管理と公共下水道への接続を促進するとともに、未整備区域の整備を推進します。
- 農業集落排水整備区域は、整備済施設の適切な維持・管理と農業集落排水施設への接続を促進するとともに、未整備区域の整備に努めます。
- その他の地区、公共下水道整備区域・農業集落排水整備区域内であってもその整備までに長期間かかると想定される地区については、合併処理浄化槽の設置を促進します。

◆ 河川・生活排水処理施設整備方針図



第5節 その他の都市施設整備の方針

1. 水道施設等の整備

町民の生活と様々な産業活動を安定的に支えるため、水道施設の適切な整備・更新を進めていきます。

- 老朽化した配水管の布設替え、機械の更新を推進するとともに、適切な維持管理を行います。
- 地震災害時にもできるだけ水を安定的に供給するため、管路網や配水池施設の耐震化等を推進するとともに、予備水源の適正な維持・管理に努めます。

2. その他の施設の整備

庁舎や学校等の町民の生活を支えるために重要な施設について、適切な管理に努め、老朽化した施設については周辺に及ぼす影響等を総合的に判断し整備を進めていきます。

- 庁舎、学校、コミュニティセンター等の施設は、災害時における防災拠点施設、避難場所としての役割を果たすことから、耐震化を図る等、適切な管理に努めます。また、老朽化した施設は、計画的な施設整備と環境整備の充実を図ります。
- 消防施設整備計画に基づき、老朽化した会津坂下消防署を会津若松地方広域市町村圏整備組合と連携を図り、再整備します。

第6節 住宅地・住環境整備の方針

1. 良好な住宅地の整備等

面的な基盤整備に加えて、商店街の適正な建替えの誘導、町営住宅の整備等により、良好な住宅地を整備します。

(1) 住宅地の整備

- 坂下東第一地区土地区画整理事業を推進し、都市基盤が整った住宅地を整備します。
- 中心拠点において、建築物の更新に合わせて都市型の住宅整備を誘導します。
- 老朽化した町営住宅を取り壊し、その跡地を若者の定住のための宅地として分譲します。

(2) 空き家の活用

- 町内の空き家を利用して、定住やU J Iターンによる移住を促進するため、空き家活用のための仕組みづくりや必要な支援を行います。

(3) 町営住宅の整備等

- 町営住宅が長期にわたり有効に活用されるよう、町営住宅長寿命化計画を策定し、この計画に基づく耐久性や居住性を高めるための計画的な修繕・改修を進めます。
- 町営住宅の改修にあたっては、居住者が快適に利用できる環境の整備を進めます。

2. 安全・安心な住環境の整備

高齢化の進展や災害発生に対応して必要となる施策を適切に講じ、安全・安心な住環境を整備します。

(1) 加齢に対応した住宅の整備・改善の誘導

- 高齢者等の身体機能低下に対応した居住環境を確保するため、情報の提供や介護保険制度を含めた手法により、住宅改修を促進します。

(2) 災害に強い住宅の整備等

- 福島県と連携して耐震診断や耐震改修への助成を行うとともに、耐震化に対する適切な情報提供に努め、住宅の耐震化を促進します。
- 震災時に、家具の転倒による被害を防ぐため、家具の転倒防止対策の普及・啓発や情報提供を行います。

(3) 空き家等の適正な管理

- 防犯面や環境面、積雪による倒壊等で、安全面に悪影響を及ぼす空き家の除却等を促進するとともに、空き地の適切な管理を促進します。

第7節 安全な都市づくりの方針

1. 地震や火災に強い都市づくり

本町の平野部西側に位置している「会津盆地西縁断層帯」では、広範囲にわたり大規模な液状化被害の発生が見込まれ、本町においては最大で震度6強の強い地震の発生が予想されています。大規模な地震発生後の被害を最小限に抑えるため、避難や救援活動の容易性の確保と家屋倒壊や火災延焼の防止に取り組みます。また、市街地火災の延焼を防止し、消防活動の容易性を確保します。

(1) 地震災害に強い都市づくり

- 大規模な地震の際に建築物の倒壊を防ぐため、避難所等になる公共施設の建替え、改修を検討するとともに、現行の耐震基準に適合していない建築物の耐震化を促進します。
- 住宅地内の安全性や避難の容易性を確保するため、ブロック塀やフェンスの更新を誘導します。
- 地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進するとともに、既存の公園も含めて、貯水槽や防火水槽を備えた防災公園としての機能を必要に応じて整備します。
- 地域防災計画やハザードマップによる緊急避難経路等の周知と安全を確保するため緊急輸送路の拡幅整備や沿道の屋外広告物、構造物の安全性の強化を促進します。
- ライフライン施設の機能を確保・保持するため、系統の多重化、拠点の分散及び代替機能の整備等を促進します。上水道については、予備水源の適正な維持・管理を推進します。
- 適切な避難所等の配置を行うとともに、施設の改修と物資の備蓄を進めます。
- 災害時における空路からの物資等の受け入れ並びに傷病者等の緊急搬送拠点となっているヘリコプター臨時離着陸場の適正な維持を図ります。

(2) 火災延焼の防止

- 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域については、建築物の耐火・難燃化誘導等により耐火性を高めるための防火対策の普及・啓発や情報提供を行います。
- 道路整備水準の低い市街地や集落地において、消防活動の容易性と一定の延焼遮断帯の確保のため、道路の新設や幅員の狭い道路の拡幅を進めます。
- 消防施設等の整備を図るとともに、市街地における消火栓や防火水槽等の消防水利の整備を推進します。

2. 水害や崖崩れの防止

本町は、平野部では勾配が緩いため集中的な降雨に弱い面があり、また、傾斜度15度以上の急傾斜地が丘陵部を中心として存在しています。水害や崖崩れの危険性、土砂災害警戒区域等を周知するとともに、災害を未然に防止するため、地域防災計画等と連携し対策を進めます。

(1) 水害の防止

- 出水時に氾濫溢水する危険性がある地域など、整備の必要性の高いものから順次河川改修を進めます。
- 雨水流下能力を保全するため、定期的な巡視を行うとともに、除草、浚渫等により河川水路の機能管理に努めます。
- 市街地部については、排水計画を検討・策定し、排水施設の整備を推進します。

(2) 土砂災害の防止

- 土砂災害の危険性の高い場所は、土砂災害を未然に防ぐため、治山事業及び砂防関係事業を促進します。
- 土砂災害の危険性の高い箇所については、会津坂下町防災マップを通じて地域住民に対する災害の危険性及び災害時の避難体制等について周知を図ります。

3. 積雪に強い都市づくり

雪に強い都市基盤の整備や住宅建設の誘導等により、積雪に強い都市づくりを進めます。

- 積雪時における安全で円滑な道路交通が確保されるよう、適切な道路整備を推進します。
- (都) 市中線、(都) 坂下牛沢線、(都) 坂下喜多方線及び(都) 駅前線等の消雪施設の適切な維持・管理を要望するとともに、歩道の融雪対策や滑りにくい舗装への改善等を検討・推進するよう要望します。
- 円滑な除排雪作業を進めるため、雪捨て場の確保や除雪を考慮した歩道幅員の確保を促進するとともに、除雪体制を充実します。
- 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導と空き家の適切な管理を促進します。

第8節 潤いのある都市づくりの方針

1. 豊かな水と緑の織りなす美しい自然景観の保全・継承

本町には阿賀川、宮川、旧宮川、只見川などの大小の河川が流れ、西側には山地が広がり、豊かな水と緑が会津坂下町らしい自然景観を形成しています。今後ともこれらの自然景観を保全・継承していきます。

- 環境軸を形成する緑地を保全し、山並みを背景としているまち並み景観を守ります。
- 河川沿岸の緑化に取り組み、水と緑のある美しい河川の景観を守ります。

2. 歴史と伝統が息づく景観の保全・継承

本町には、旧街道沿いの歴史的なまち並み、県内有数の古墳等の歴史資源や集落の中心となっていた寺社が多く残っています。これらの歴史を活かした景観を保全・継承していきます。

- 歴史的なまち並みを残す塔寺・気多宮地区、東松峠等の旧越後街道沿道地区、会津まほろば街道沿道地区は、歴史的な沿道景観の保全・整備、説明板や駐車場の整備を推進します。
- 環境軸の緑地と残されている古墳等が一体となった良好な景観を育成するため、緑地の適正な維持・管理等を推進します。
- 神社や寺の境内、史跡等の地域の歴史文化資源を、ふるさと意識や郷土への愛着心を育むものとして保全します。

3. 良好な住宅地・集落地の景観形成

市街地部の住宅地及び市街地外に広がる集落地等について、周辺環境と調和した良好な景観を形成していきます。

- 地区計画や建築協定等の制度を活用し、住宅の色彩や形態等の調和を図るとともに、生垣等による緑の創出で潤いのあるまち並みを形成します。
- 集落地では、建築物の形態や色彩を田園景観と調和させるよう誘導を図ります。
- 休耕田での景観作物の栽培や冬期湛水等、農地を活かした景観づくりを進めます。

4. 魅力と活力ある都市景観の形成

都市拠点を中心として、商業・業務施設等の魅力と活力ある都市景観を形成していきます。

- 中心拠点では、魅力ある商業地の景観やこれと調和した景観を形成します。
- 町役場や官公庁施設等の公共施設は町のシンボルとして、気候風土に根差した魅力的なデザインとなるよう検討・推進を図ります。

第9節 環境にやさしい都市づくりの方針

1. 環境への負荷の小さな都市づくり

二酸化炭素の排出量の削減等地球規模の環境問題に対応していくため、合理的な土地利用や排出ガスの抑制等につながる効率的な交通施設の整備を進めます。

(1) コンパクトな都市構造の維持強化

- 市街地内の低・未利用地の活用、土地の有効活用等により、現在のコンパクトな都市構造を維持し、環境への負荷を抑えます。

(2) 効率的な交通システムの整備

- 公共交通の利用促進によるマイカー交通の抑制とあわせて、公共交通機関の低公害化のため、低公害車両や効率的な運行システムの導入を促進します。
- 効率的な道路ネットワークの整備を進め、自動車交通を円滑にすることで、排気ガスの排出量を抑制します。

(3) 河川の水質保全

- 河川の水質保全のため、適切な生活排水処理を推進します。

(4) 環境と共生する住宅建設の誘導

- 住宅への太陽光発電システムの設置に対する支援や、環境負荷の少ない住宅整備に関する情報提供に努めます。

2. 自然環境の保全

本町は、山・川の自然を身近に親しむことのできる都市環境にあり、このような水と緑の豊かな都市環境を保全します。

(1) 森林の保全

- 森林の持つ多面的機能を活かすために、豊かな森林環境を保全します。

(2) 水循環の保全

- 河川の水辺環境と森林の保水・浄化機能の保全を図り、これら自然の持つ浄化能力の維持・回復に努めます。

3. 環境にやさしい公共事業等の推進

公共事業等の実施にあたっては、自然エネルギーの導入等により環境への負荷をできるだけ抑えた環境にやさしい整備を進めます。

- 山沿いや河川沿岸での道路整備等にあたっては、できる限り自然環境との共生に努めます。
- 都市基盤の整備にあたっては、公共事業で発生する廃材等をリサイクル材として活用していきます。